



諫早市

子ども・子育て支援事業計画

健やかな子どもを育む
「子育て・子育て支援のまち」いさはや

(平成 27 年度～平成 31 年度)



平成 27 年 3 月

諫 早 市

はじめに



国においては、平成元年の「1.57ショック」以降、「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定や「少子化対策基本法」・「次世代育成支援対策推進法」の制定により、少子化に対する様々な施策が展開されてきました。

また、諫早市においても「次世代育成支援対策推進法」に基づき「諫早市次世代育成支援行動計画（いさはや子育て応援プラン）」を策定し、母子保健事業の推進、小児緊急医療体制の整備、こどもの城の整備など、全ての子どもと子育て家庭を総合的に支援するための施策の推進に努めてまいりました。

一方、昨今の子ども・子育てを取り巻く環境は、全国的には、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティの希薄化など、依然として厳しい状況にあるとともに、急速な少子化に伴う人口減少問題、共働き家庭の増加等に伴う都市部における待機児童の問題などが顕在化しております。諫早市においても、核家族化の進展や子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加、保育ニーズの地域間格差などの問題を抱えており、社会全体で子育てを支援することがより重要性を増しております。

平成24年8月に成立しました「子ども・子育て関連3法」では、急速な少子化の進行や子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するために、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。

本計画は、「子ども・子育て関連3法」の趣旨をうけ、全ての子どもと子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、『健やかな子どもを育て「子育て・育ち応援のまち」いさはや』を実現するため、子育て家庭、地域社会、行政が一体となって、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として策定いたしました。

本計画に基づき、未来を担う子どもたちが健やかに成長するとともに、保護者が喜びとゆとりを実感しながら安心して子育てができるまちづくりを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「諫早市健康福祉審議会」及び「次世代育成支援対策部会」の委員の皆様をはじめ、「ニーズ調査」にご協力いただきました子育て家庭の皆様、「パブリックコメント」にご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年4月

諫早市長 宮本明雄

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	3
(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）.....	3
(2) 保育の必要性の認定区分	3
(3) 地域子ども・子育て支援事業	4
(4) 制度の対象となる子ども	4
4 計画の位置づけ	5
(1) 根拠となる法令、関連計画との関係	5
(2) 次世代育成支援行動計画「いさはや子育て応援プラン」との関係	6
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	7
(1) 諫早市子ども・子育て会議	7
(2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施	7
(3) パブリックコメントの実施	8
第2章 諫早市の子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等	9
(1) 総人口・年齢構成・人口の推移	9
(2) 世帯の状況	11
(3) 自然動態・社会動態・出生の状況	12
(4) 就労の状況	14
(5) 児童人口の推移と将来の推計	15
2 教育・保育施設の状況	16
(1) 幼稚園の数、利用状況	16
(2) 認可保育所の数、利用状況	16
(3) 認可外保育施設の状況	17
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	18
4 ニーズ調査の結果概要	22
(1) 保護者の就労状況	22
(2) 育児休業の取得	24
(3) 教育・保育事業の利用	25
(4) サービスの認知度、利用状況、利用希望	27

(5) 不定期の教育・保育事業の利用	28
(6) 子どもが病気やケガのときの対応	29
(7) 小学校の放課後を過ごさせたい場所	31
(8) 家庭の子育て、地域の子育て環境	32
5 諫早市の子ども・子育て支援の課題	36
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本目標・基本施策	39
第4章 基本施策の展開	40
基本施策1	40
(1) 幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善	40
(2) 地域子ども・子育て支援事業	40
(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	43
(4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続	44
(5) その他の子ども・子育て支援	44
基本施策2	45
(1) 子どもの健康に目を向けた支援	45
(2) 他の子どもや大人たちとのふれあいによる成長支援	46
基本施策3	47
(1) 子育て情報の提供や相談による支援	47
(2) 親子で取り組む子育て・子育て支援	47
基本施策4	48
(1) 地域のボランティアなどによる支援	48
(2) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）	48
基本施策5	49
(1) 障害のある子どもなどへの支援	49
(2) 経済的な支援が必要な家庭への支援	49
(3) 子どもの権利を擁護するための支援	50
(4) 関係機関との連携による支援が必要な家庭への支援	50
第5章 教育・保育の量の見込みと確保の方策	51
1 教育・保育提供区域の設定	51
2 教育・保育施設の「量の見込み」と「確保の方策」について	54
3 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の方策	55
1号認定／2号認定教育希望（認定こども園及び幼稚園）	55

2号認定（教育希望以外）／3号認定	56
4 地域子ども・子育て支援事業	60
① 利用者支援事業	60
② 地域子育て支援拠点事業	60
③ 妊婦健康診査事業	61
④ 乳児家庭全戸訪問事業	61
⑤ 養育支援訪問事業	62
⑥ 子育て短期支援事業	62
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	63
⑧ 一時預かり事業	64
⑨ 延長保育事業	65
⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	66
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	66
第6章 計画の推進体制	73
1 関係機関等との連携	73
2 計画の達成状況の点検・評価	74
3 計画の体系	75
資料編	76
諫早市健康福祉審議会条例	76
諫早市健康福祉審議会運営要領	77
諫早市健康福祉審議会 次世代育成支援対策部会委員名簿	79
策定の経緯	80
用語解説	81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成元年の「1.57 ショック^{*}」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。

平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。

平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されることとなりました。

しかし、それまでの、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みだけでは少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。

この新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。

諫早市においては、前述の「次世代育成支援対策推進法」を受けて平成17年4月に諫早市次世代育成支援行動計画「いさはや子育て応援プラン」前期計画、平成22年4月に同後期計画を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定めて、子育て支援に取り組んできました。

※ 一人の女性が生涯に生む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録である昭和41年、丙午（ひのえうま）の1.58を下回り史上最低（当時）となったこと。

2 計画策定の趣旨

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されることとなりました。少子化のみならず、子どもを取り巻く様々な環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することは、より重要性を増していると考えられます。

本計画「諫早市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て関連3法」をうけ、諫早市において、子ども・子育て支援の質・量の充実、及び、安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく策定するものです。

子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

平成27年4月施行

新制度の開始

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

平成27年度から始まる制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施することになります。

(1) 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※(ア) 施設型給付、(イ) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付。（子ども・子育て支援法第19条）

※一部の幼稚園は、子ども・子育て支援給付を受けない施設として、従来の私学助成により運営されます。

(2) 保育の必要性の認定区分

新制度では、保護者の就労状況等により幼児期の学校教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まっていきます。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（幼児期の学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育の必要性の認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育の必要性の認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

（子ども・子育て支援法第19条）

（※）「幼児期の学校教育」とは、学校教育法等に定める満3～5歳児に対して幼稚園等で行われる教育のことです。（幼稚園教育要領）なお、本計画では「幼児期における学校教育」のことを単に「教育」と表記している場合があります。

（※）「保育」とは、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育所等で行われる保育のことです。なお、この「保育」には、「養護」と「教育」が含まれます。（保育所保育指針）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、子どもと子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画により、以下の事業を実施することとされています。

事業名	
①	利用者支援事業【新規事業】
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査事業
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

【新規事業】とあるものは、新しい制度による新規の事業です。（子ども・子育て支援法第59条）

(4) 制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 （右記・下記以外）		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（第6条）			

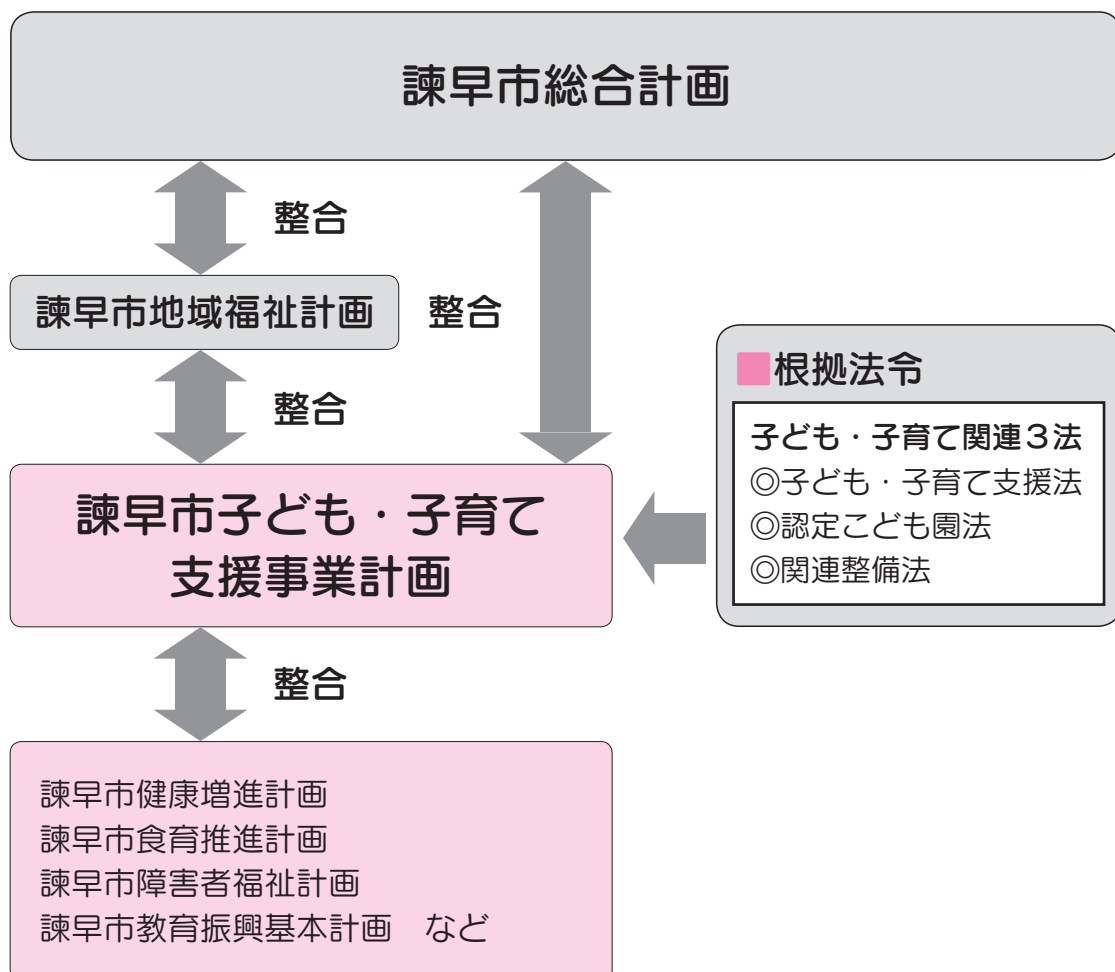
4 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令、関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、諫早市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」をめざすものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、これまでの諫早市次世代育成支援行動計画「いさはや子育て応援プラン」における取り組みを踏まえ、同時に上位計画となる「諫早市総合計画」や関連計画と整合性を持ったものとしています。



(2) 次世代育成支援行動計画「いさはや子育て応援プラン」との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間の時限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が活躍できる社会環境の整備、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層推進することが必要となっています。

こうした状況から、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。

また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法、後に母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることとなっています。これら3つの改正法は平成26年4月に公布されました。

一方、新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村において、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、法定計画（策定が義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されています。

諫早市においては、諫早市次世代育成支援行動計画「いさはや子育て応援プラン」の施策を整理し、事業を本計画に引き継いで、本計画を次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけます。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、社会・経済情勢や子どもと家庭を取り巻く状況等の変化によって必要に応じて見直しを行ってまいります。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえたうえで、新たに次期5年間の計画を策定します。

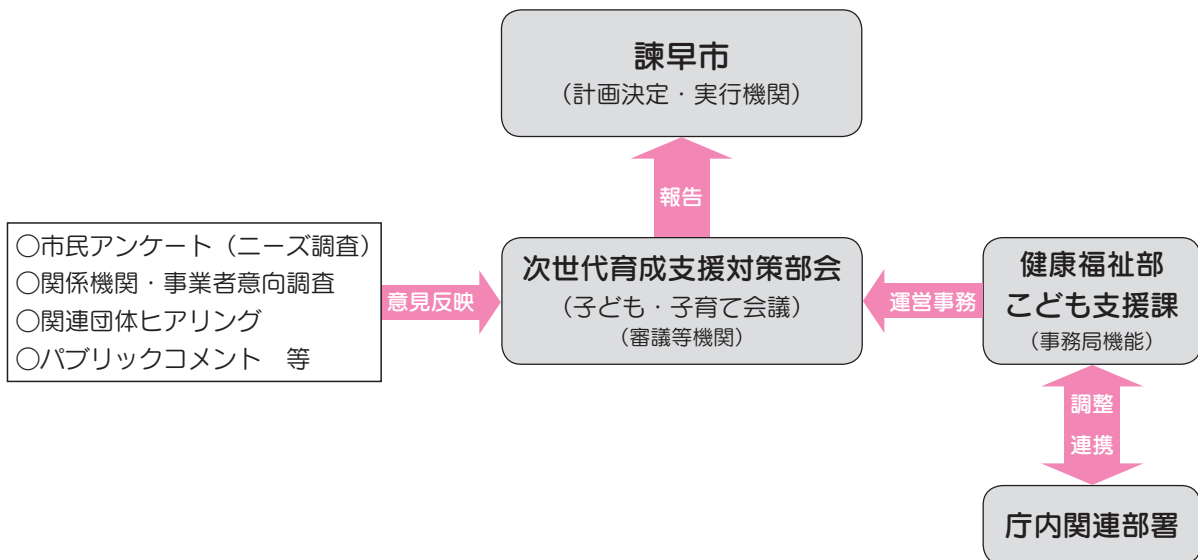
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
本計画	→					
次期計画					策定	→

6 計画の策定体制

(1) 諫早市子ども・子育て会議

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき「市町村子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について調査審議することとされています。

諫早市においては、諫早市健康福祉審議会「次世代育成支援対策部会」を同法に定める「市町村子ども・子育て会議」と位置付け、計画及び施策の推進に関わる庁内関係部局の密接な連携を図るため、諫早市健康福祉審議会「次世代育成支援対策部会」にて計画策定を行いました。



(2) 就学前児童及び小学生の保護者アンケートの実施

本計画の策定にあたり、以下の2点を把握するため、アンケート調査を実施しました。

- 1 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見
- 2 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び

地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計する基礎データ

○調査名： 諫早市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

○調査対象：1. 就学前児童保護者

2. 小学生児童保護者（1年生から3年生まで）

○抽出条件：住民基本台帳（平成25年10月31日現在）において、以下の誕生日となる児童の保護者

●就学前児童

平成19年4月2日から平成25年10月31日まで

●小学生児童（1年生から3年生まで）

第1章 計画策定にあたって

平成16年4月2日から平成19年4月1日まで

※抽出にあたっては、対象児童の年齢及び住所の偏りを防止する観点から、市内の各小学校の区域ごと、かつ、年齢の区分ごとに一定の抽出率になるように設定

○調査期間：平成25年11月26日～12月16日（3週間）

○調査方法及び配布・回収状況

区 分	就学前児童保護者	小学生児童保護者 (1年生～3年生)	計
配付・回収方法	郵 送		
配付数	2,096	904	3,000
回収数 (率)	1,204 (57.44%)	549 (60.73%)	1,753 (58.43%)
集計数 (率)	1,173 (55.96%)	535 (59.18%)	1,708 (56.93%)

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を反映するため、本計画案を市民に公表し、パブリックコメントを募集しました。

○募集期間：平成27年1月7日～1月27日（3週間）

○意見件数：47件（8名）

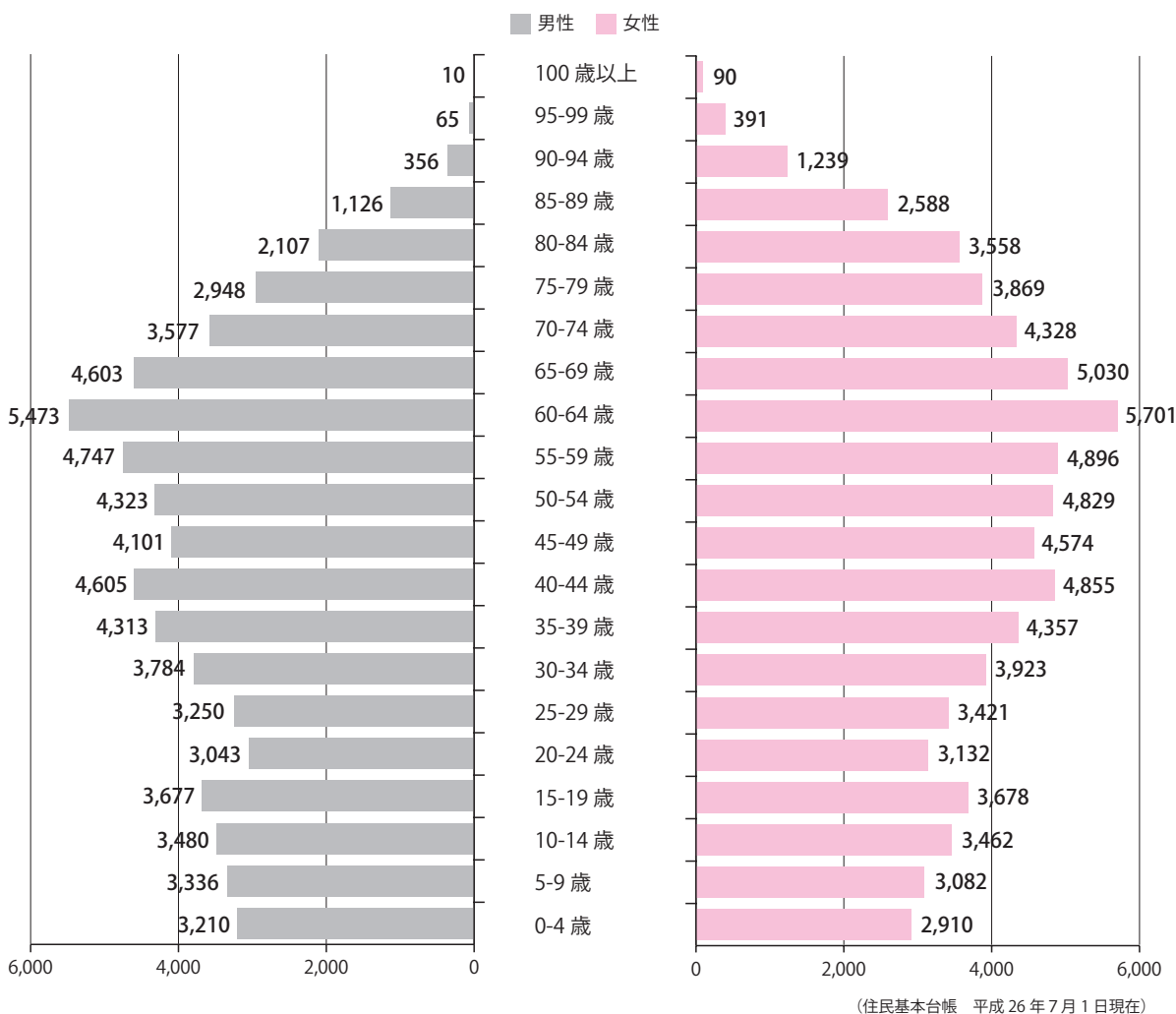
第2章 諫早市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

(1) 総人口・年齢構成・人口の推移

諫早市の平成26年7月1日における総人口は140,047人（男性66,134人、女性73,913人）となっています。年齢構成では第1次ベビーブーム世代を含む60代前半と、そのジュニア世代にあたる40代前半が多く、19歳以下の未成年者は年齢層が低くなるに従い少なくなっています。

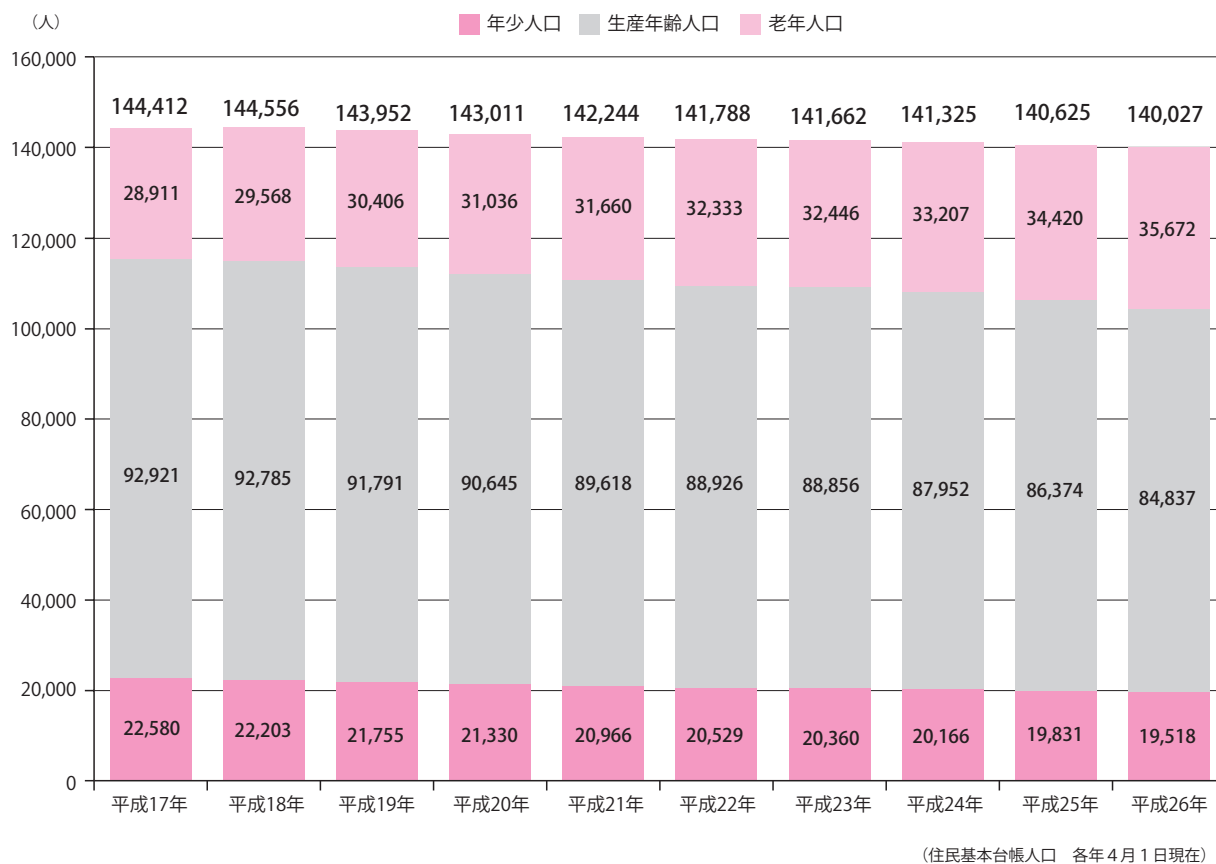
◆諫早市の人口ピラミッド



第2章 諫早市子ども・子育てを取り巻く環境

総人口は平成17年～26年の間で144,412人から140,027人に減少しています。年齢3区分別にみると、この間に、生産年齢人口（15～64歳）では8,084人の減少（8ポイント減）、年少人口（0～14歳）では3,062人の減少（13ポイント減）であるのに対し、老年人口（65歳以上）では6,761人の増加（23ポイント増）となり、少子化及び高齢化が進行していることがわかります。

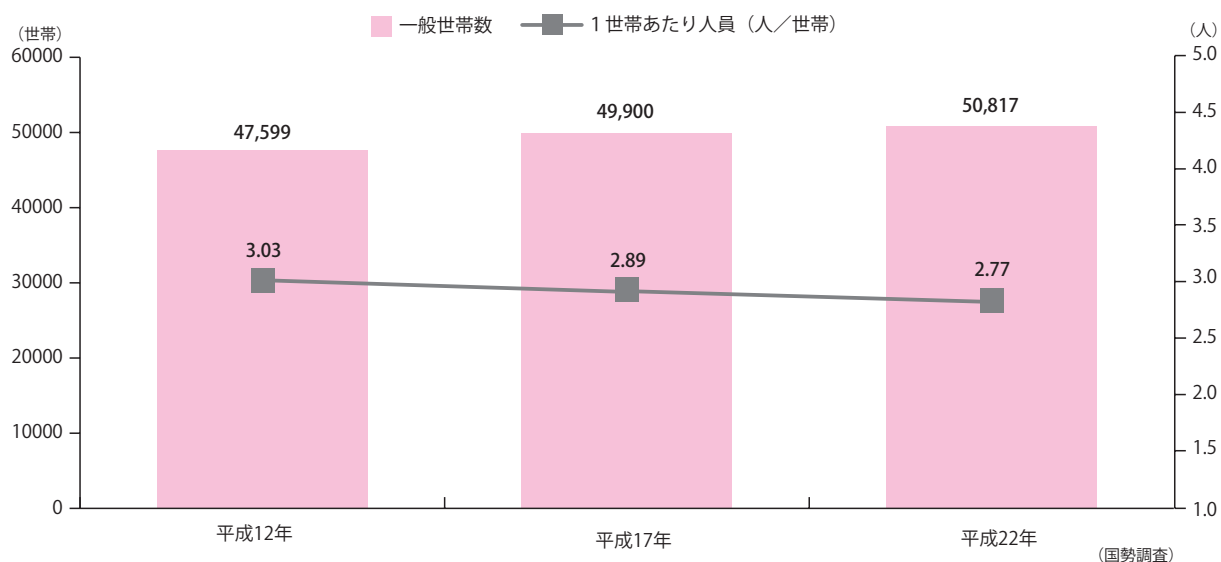
◆総人口の推移（年齢3区分別）



(2) 世帯の状況

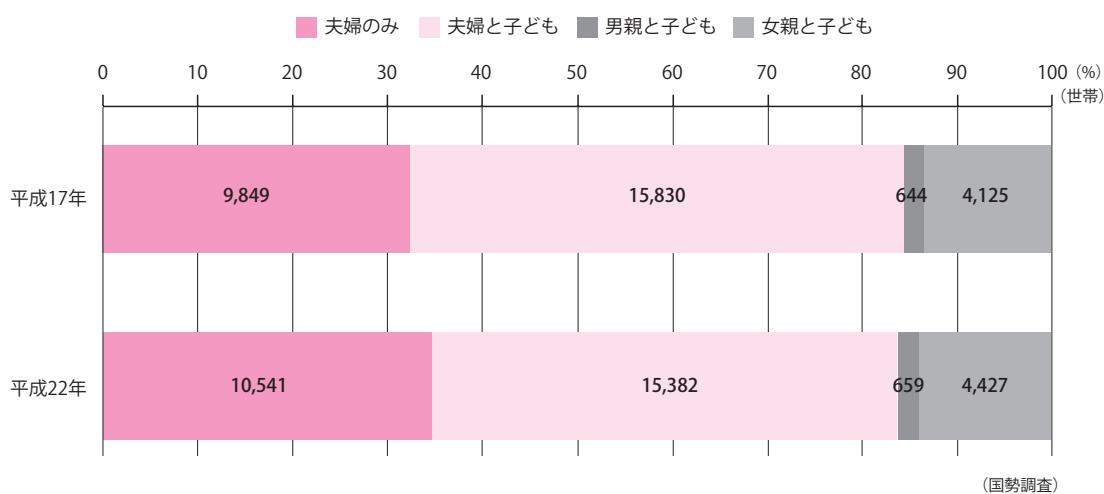
一般世帯数は増加傾向にあります。対して1世帯あたりの人員は減っており、10年間で核家族化が進行しています。

◆一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



核家族世帯の家族構成の推移では「夫婦のみ」「女親と子ども」の比率がこの5年間でわずかに増加していることがわかります。

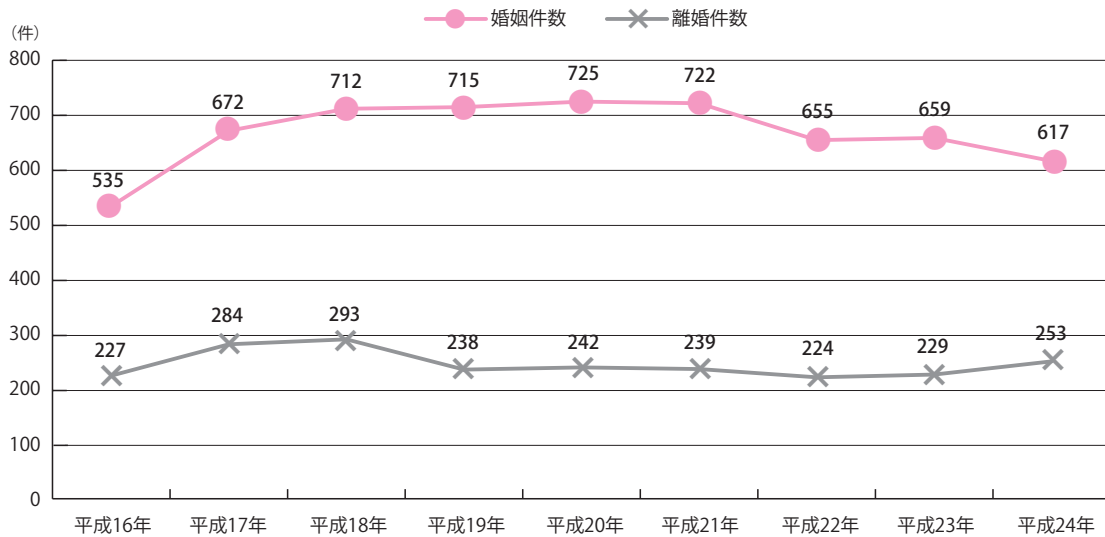
◆核家族世帯の構成比



第2章 諫早市子ども・子育てを取り巻く環境

婚姻・離婚件数の推移をみると、近年、婚姻件数はわずかながら減少し、離婚件数はわずかながら増加する傾向にあります。

◆婚姻件数・離婚件数の推移

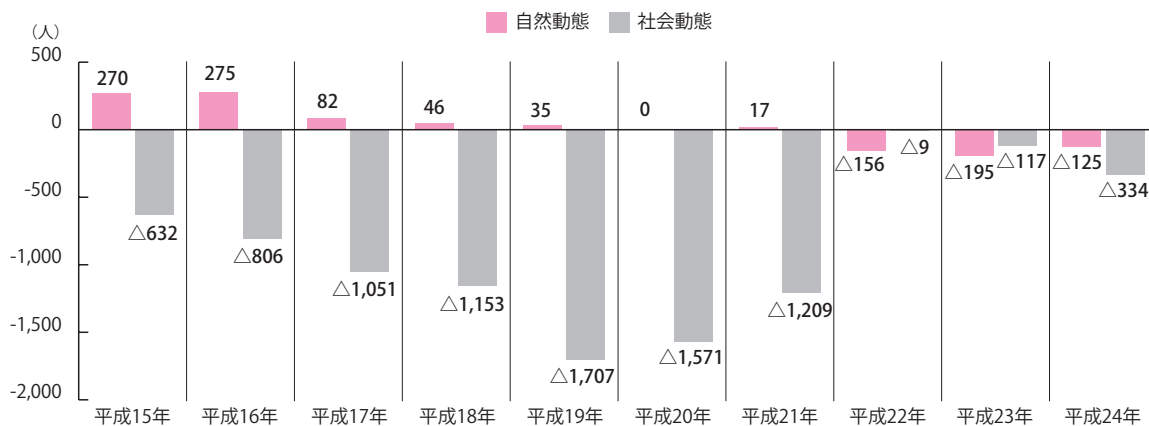


(資料：総務省統計局「統計でみる都道府県、市区町村のすがた」より)

(3) 自然動態・社会動態・出生の状況

自然動態（出生－死亡）は、平成19年までプラスでしたが、平成22年を境にマイナスで推移しています。社会動態（転入－転出）は、平成19年に最もマイナス幅が大きく、以降は幅が縮まっているものの、継続的にマイナスで推移しています。

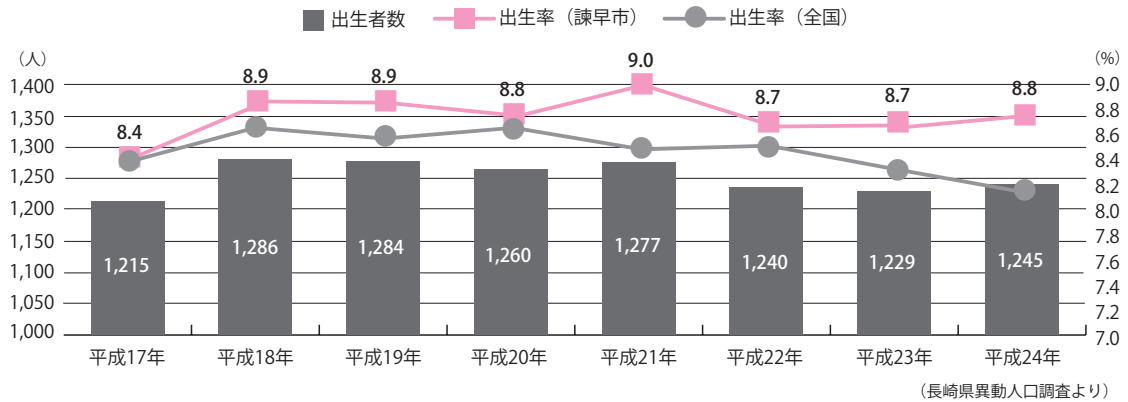
◆自然動態・社会動態の推移



(長崎県異動人口調査より)

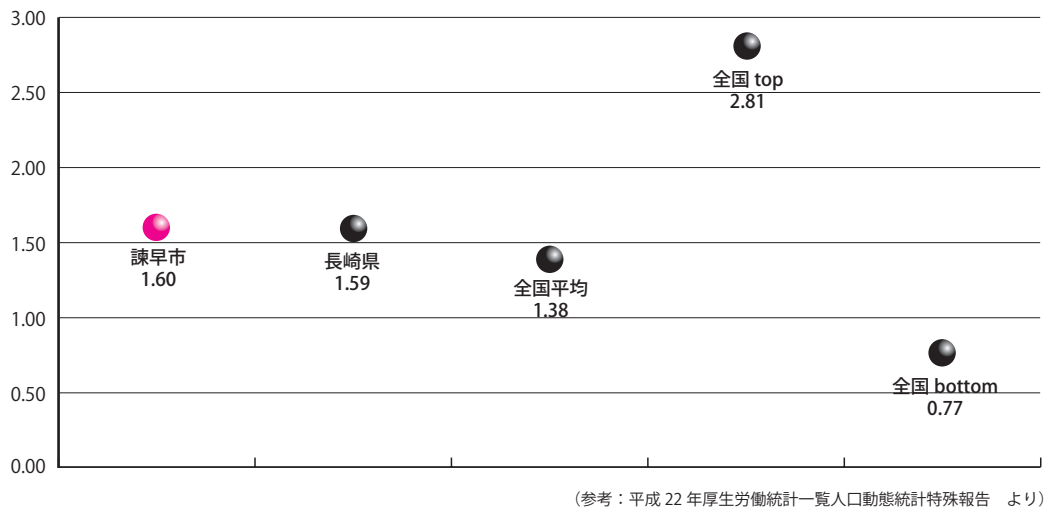
出生数は年度により異なりますが極端な増加・減少傾向はありません。出生率（人口千人あたりの出生数）もほぼ横ばいで、各年度全国平均を上回っています。

◆出生数・出生率の推移



一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は、全国平均及び長崎県平均を上回っていますが、人口を維持するために必要とされる 2.07 には達していません。

◆合計特殊出生率



(4) 就労の状況

年齢別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をみます。女性の労働力率が、20代でピークに達し、30代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40代ごろから再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が、緩やかではありますが認められます。

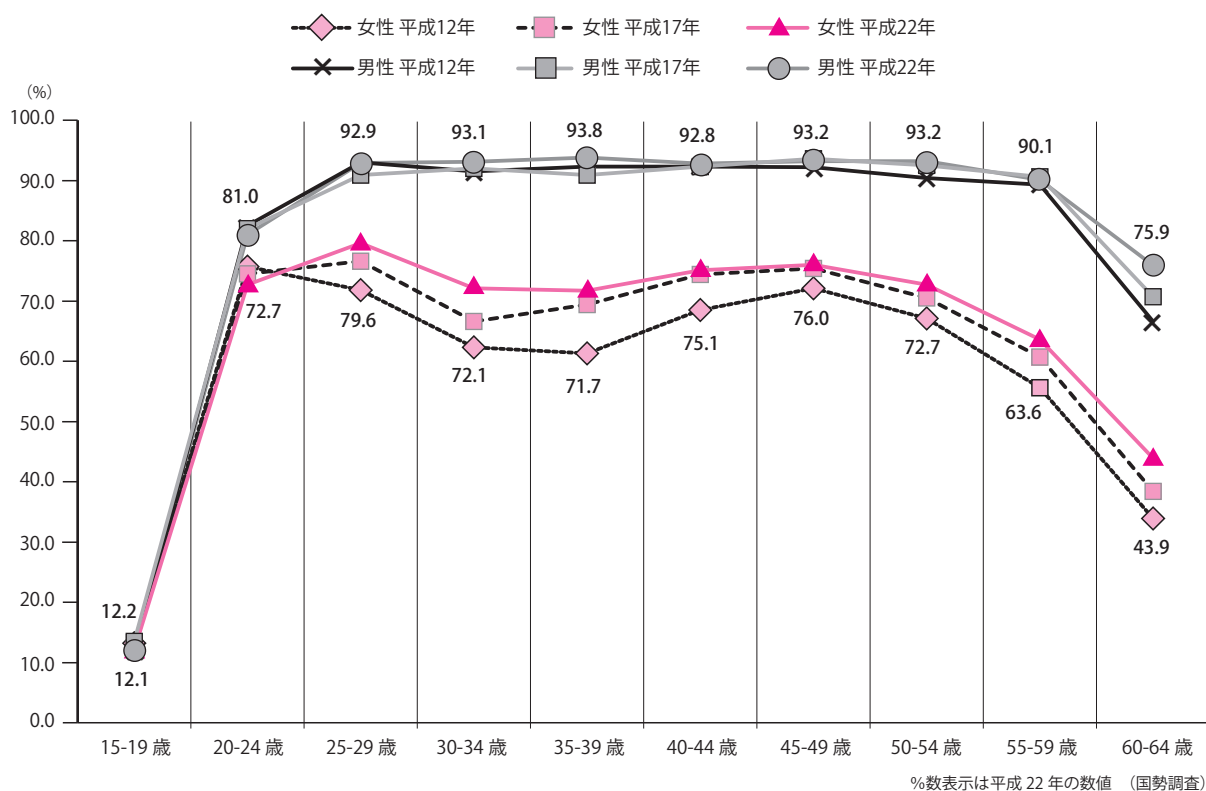
諫早市の状況を全国平均（平成24年度）と比較すると、20代後半は全国平均の77.6%に比べて2ポイント高いのですが、40代後半は全国平均の75.7%に比べて0.3ポイント高い

第2章 諫早市の子ども・子育てを取り巻く環境

レベルに留まり、子育てが一段落した後の労働力率上昇の率がわずかながら少なくなる傾向にあるようです。

また、20代後半からの女性の労働力率は、各年齢層とも10年前と比べて高くなっていることがわかります。

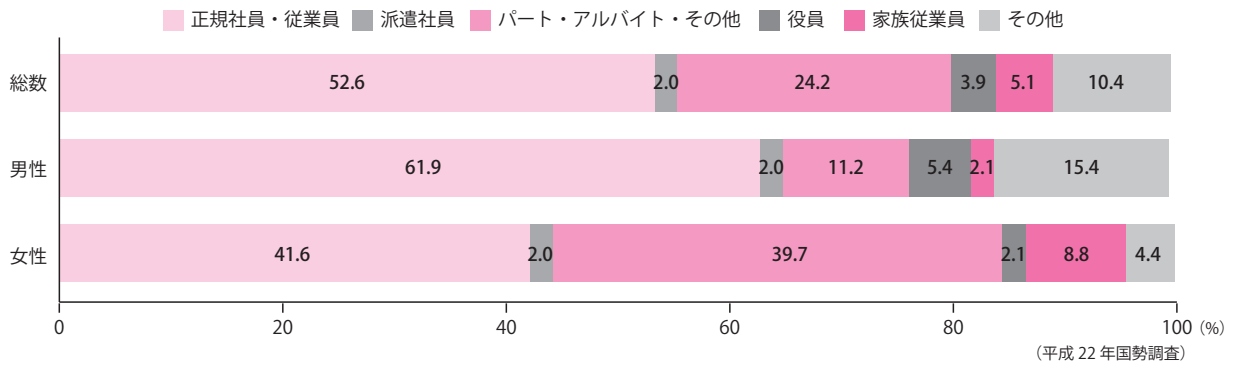
◆年齢別労働力率の推移



区分		15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
女性	平成12年	13.2%	75.7%	71.8%	62.3%	61.3%	68.5%	72.1%	67.1%	55.6%	33.9%
	平成17年	13.3%	74.5%	76.6%	66.6%	69.4%	74.4%	75.4%	70.5%	60.7%	38.4%
	平成22年	12.1%	72.7%	79.6%	72.1%	71.7%	75.1%	76.0%	72.7%	63.6%	43.9%
男性	平成12年	12.0%	82.5%	93.0%	91.5%	92.3%	92.3%	92.2%	90.4%	89.3%	66.6%
	平成17年	13.5%	82.0%	90.9%	92.0%	90.9%	92.3%	93.6%	92.5%	90.6%	70.7%
	平成22年	12.2%	81.0%	92.9%	93.1%	93.8%	92.8%	93.2%	93.2%	90.1%	75.9%

就労形態では、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が男性よりも高く4割近くを占めています。

◆ 従業上の地位別従業者数の割合

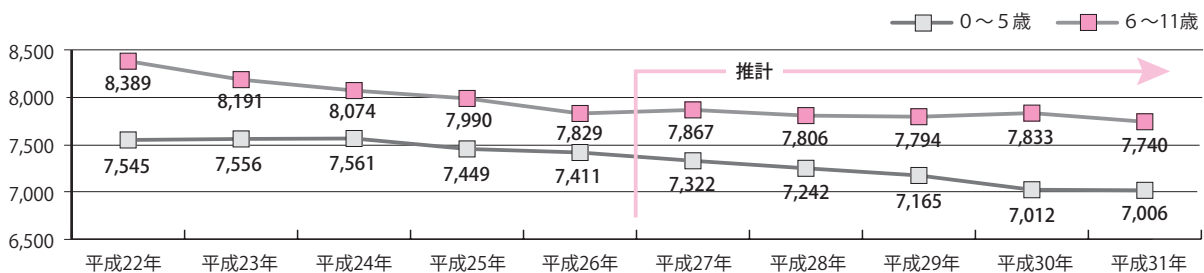


(5) 児童人口の推移と将来の推計

0歳～11歳の子どもの将来の人口について推計した結果は以下のとおりとなります。本計画の年度中（平成27～31年度）、児童人口が減少していくと予想されます。

(人)

	実績					推計				
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0歳	1,230	1,191	1,245	1,105	1,184	1,169	1,155	1,140	1,126	1,112
1歳	1,260	1,280	1,227	1,275	1,126	1,192	1,177	1,163	1,148	1,134
2歳	1,234	1,260	1,287	1,234	1,292	1,134	1,200	1,185	1,171	1,156
3歳	1,260	1,256	1,271	1,279	1,240	1,301	1,142	1,208	1,193	1,179
4歳	1,285	1,262	1,267	1,298	1,268	1,249	1,310	1,150	1,216	1,201
5歳	1,276	1,307	1,264	1,258	1,301	1,277	1,258	1,319	1,158	1,224
0～5歳計	7,545	7,556	7,561	7,449	7,411	7,322	7,242	7,165	7,012	7,006
6歳	1,354	1,289	1,309	1,269	1,248	1,310	1,286	1,267	1,328	1,166
7歳	1,300	1,367	1,302	1,309	1,268	1,257	1,319	1,295	1,276	1,337
8歳	1,393	1,303	1,366	1,306	1,307	1,277	1,266	1,328	1,304	1,285
9歳	1,361	1,411	1,309	1,381	1,306	1,316	1,286	1,275	1,337	1,313
10歳	1,443	1,374	1,408	1,317	1,382	1,315	1,325	1,295	1,284	1,346
11歳	1,538	1,447	1,380	1,408	1,318	1,392	1,324	1,334	1,304	1,293
6～11歳計	8,389	8,191	8,074	7,990	7,829	7,867	7,806	7,794	7,833	7,740
0～11歳計	15,934	15,747	15,635	15,439	15,240	15,189	15,048	14,959	14,845	14,746



※平成27年から平成31年までの児童の人口については、過去5年間の住民基本台帳の人口データに基づき、出生数の推移、年齢別の増減率等を勘案し、年齢階層ごとに算出。

2 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園の数、利用状況

市内の幼稚園は市立2施設、私立9施設の11施設があり、その利用状況は以下のとおりです。

◆市内の幼稚園

私立	9施設	市立	2施設
----	-----	----	-----

平成26年度 市内幼稚園11施設 認可定員 2,245人（8月現在）

◆幼稚園の入園者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総数	1,317人	1,241人	1,246人	1,219人	1,259人
3歳児	331人	314人	303人	318人	361人
4歳児	448人	478人	442人	444人	445人
5歳児	538人	449人	501人	457人	453人

（各年度5月1日現在）

(2) 認可保育所の数、利用状況

認可保育所は市立3施設、私立41施設の44施設があり、その利用状況（合計）は以下のとおりです。

◆市内の認可保育所

東部区域（長田・高来・小長井）	12施設	私立	11施設	市立	1施設
中央区域（中央・北諫早・小栗・明峰）	15施設	私立	14施設	市立	1施設
西部区域（真津山・西諫早・真城・多良見）	9施設	私立	8施設	市立	1施設
南部区域（小野・有喜・森山・飯盛）	8施設	私立	8施設		

平成26年度 市内保育所44施設 認可定員 3,435人（4月1日現在）

◆入所者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総 数	3,313 人	3,389 人	3,446 人	3,566 人	3,611 人
0 歳児	176 人	182 人	185 人	179 人	195 人
1 歳児	478 人	527 人	540 人	543 人	584 人
2 歳児	589 人	610 人	632 人	661 人	652 人
3 歳児	648 人	664 人	681 人	718 人	695 人
4 歳児	701 人	682 人	702 人	728 人	748 人
5 歳児	721 人	724 人	706 人	737 人	737 人

(各年度 4 月 1 日現在)

(3) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設は、児童福祉法に基づき県が認可した保育所以外の保育施設です。平成 26 年度時点で、認可保育所に準じる一定の基準を満たし、市の運営支援を受けている認可外保育施設の状況は以下のとおりです。

東部区域（長田・高来・小長井）	0 施設
中央区域（中央・北諫早・小栗・明峰）	3 施設
西部区域（真津山・西諫早・真城・多良見）	5 施設
南部区域（小野・有喜・森山・飯盛）	0 施設

平成 26 年度 認可外保育施設定員合計 251 人

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

新制度の「地域子ども・子育て支援事業」にあたる事業のうち、これまでも諫早市で実施されてきた事業の状況は以下のとおりです。

地域子育て支援拠点事業

現在、7つの地域子育て支援センター活動が行われており、市内に住む親子なら誰でも利用できます。

◆設置・実施状況

名 称	利用時間
諫早市中央子育て支援センター (野中町)	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 4 時
くるみの家 (小野島町 ほなみ保育園)	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 3 時 30 分
子育て支援センターほしのこ (山川町 星の子保育園)	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 3 時
ほっとルーム (高来町峰 金華保育園)	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 3 時
支援センターいちご (栗面町 いちご保育園)	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 3 時
ビッグハート アエル (栄町 NPO 諫早法人なかよし村 21)	月曜日～土曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 4 時
親子のひろば「アイアイ」 (多良見町化屋 わくわく保育園)	月曜日～金曜日（祝日を除く）、 午前 10 時～午後 3 時 30 分

◆これまでの実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
延べ利用件数	41,193 人日	42,093 人日	41,015 人日	45,505 人日	46,392 人日

(人日＝年間延べ利用回数)

妊婦健康診査事業

妊婦健康診査受診票により妊娠中に 14 回、医療機関にて受診する健康診査について公費助成を行っています。

◆利用人数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診人数	1,268 人	1,239 人	1,247 人	1,187 人	1,230 人

(年間受診人数)

乳児家庭全戸訪問事業

「赤ちゃん訪問」として、生後 4 か月ごろまでに、すべての赤ちゃんとその母親を母子保健推進員、保健師、助産師が訪問しています。はがきの送付による詳細案内のほか、関連するサービスとして電話や来所での相談も応じています。

◆訪問数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問人数	1,199 人	1,203 人	1,217 人	1,207 人	1,130 人

(年間訪問人数)

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導助言を行っています。

◆これまでの実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問家庭数	132 件	77 件	74 件	26 件	26 件

(年間訪問件数)

一時預かり事業・一時保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所で一時的に預かり、保育を行っています。

◆これまでの実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	29 か所	31 か所	32 か所	31 か所	30 か所
延べ利用件数	12,520 人日	14,198 人日	14,085 人日	13,850 人日	12,028 人日
(人日＝年間延べ利用回数)					

幼稚園では、在園児を教育時間終了後も引き続き預かる、預かり保育事業を9園で実施しています。

平成26年2月時点の幼稚園における1日あたりの預かり保育の利用実態を調査したところ、1号認定に相当するケースで50人、2号認定に相当するケースで147人の利用実態がありました。

延長保育事業・休日保育

延長保育、休日保育を実施しています。延長保育は通常保育の後に、30分、1時間及び2時間延長して預かり、休日保育は、日曜日や祝日に保護者が勤務等で保育ができない場合に保育しています。

◆実施か所数

	延長保育	休日保育
東部区域（長田・高来・小長井）	11 施設	1 施設
中央区域（中央・北諫早・小栗・明峰）	13 施設	1 施設
西部区域（真津山・西諫早・真城・多良見）	9 施設	0 施設
南部区域（小野・森山・有喜・飯盛）	7 施設	0 施設

病児保育事業（病児・病後児保育事業）

小児科の医療施設に市が事業を委託し、「ぞうさんルーム」（城見町 医療法人前田小児科）、「びっきーハウス」（多良見町 医療法人みどり会ますだ小児科内科医院）の2か所で事業を実施しています。

◆これまでの実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用件数	2,098 人日	2,324 人日	2,659 人日	2,498 人日	2,424 人日
(人日＝年間延べ利用回数)					

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校区を基本の単位として放課後児童クラブを実施しています。4つの小学校区では近接施設への送迎を行い対応しています。

小学校区	児童数	利用実績 () は内数	利用率%	備考
諫早小	509人	62人	12.2%	
北諫早小	715人	223人	31.2%	(送迎)
上諫早小	73人	(10)		
小野小	296人	50人	16.9%	
有喜小	200人	40人	20.0%	
真津山小	573人	157人	27.4%	
本野小	71人	0人	0.0%	
長田小	215人	55人	25.6%	
小栗小	492人	113人	23.0%	
真崎小	258人	40人	15.5%	
みはる台小	246人	34人	13.8%	
御館山小	487人	88人	18.1%	
上山小	351人	61人	17.4%	
西諫早小	523人	114人	21.8%	
真城小	480人	133人	27.7%	
喜々津小	574人	164人	28.6%	
喜々津東小	194人	81人	41.8%	
伊木力小	95人	27人	28.4%	(送迎)
大草小	35人	(5)		
森山西小	162人	82人	50.6%	(送迎)
森山東小	133人	(31)		
飯盛東小	309人	36人	11.7%	(送迎)
飯盛西小	67人	(6)		
高来西小	194人	0人	0.0%	
湯江小	270人	32人	11.9%	
長里小	72人	16人	22.2%	
小長井小	139人	20人	14.4%	
遠竹小	32人	0人	0.0%	
計	7,765人	1,628人		

※児童数は平成26年5月1日、利用実績は平成26年4月1日時点

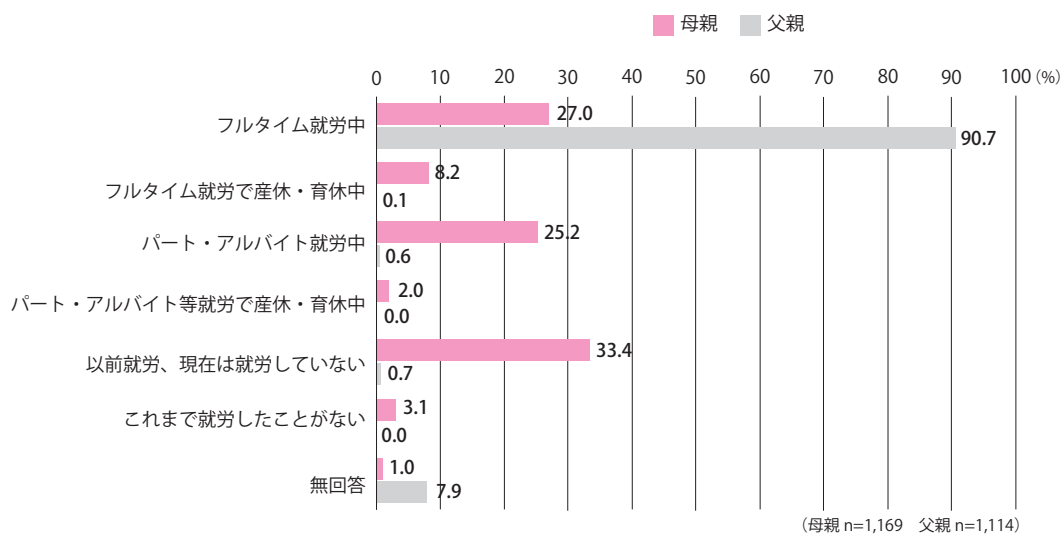
4 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、確保を図るべき幼児期の学校教育・保育や子育て支援の「量の見込み」を算出することと、幼児期の学校教育・保育や子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望、生活実態、要望・意見などを伺うことを目的に、「諫早市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。就学前児童保護者の調査結果概要は以下のとおりです。

(1) 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「以前就労、現在は就労していない」が33.4%で最も多く、「フルタイム就労中」が27.0%、「パート・アルバイト就労中」が25.2%となっています。父親の就労状況は、「フルタイム就労中」が90.7%と大多数を占めています。

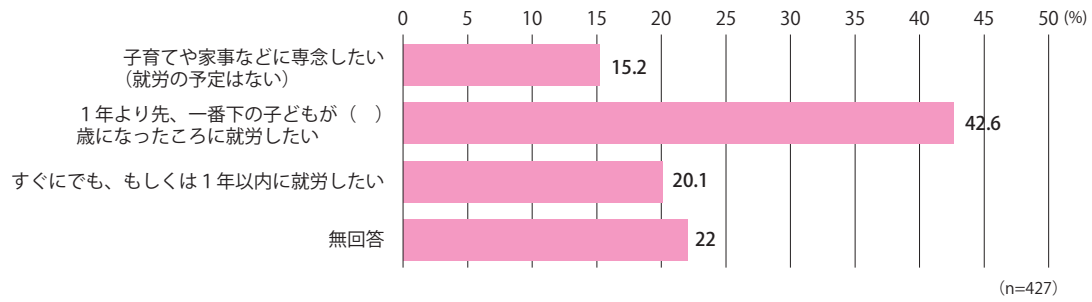
◆保護者の就労状況



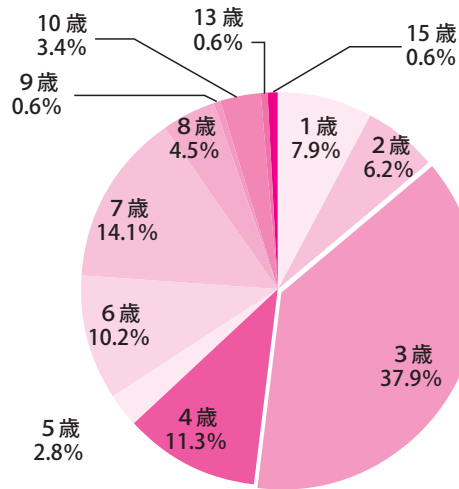
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい」が42.6%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が20.1%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が15.2%となっています。

就労希望時期の末子の年齢(子どもが 歳になったころ就労したいか)では、「3歳」が最も多く、次いで「7歳」「4歳」「6歳」となっています。

◆現在就労していない母親の今後の就労意向

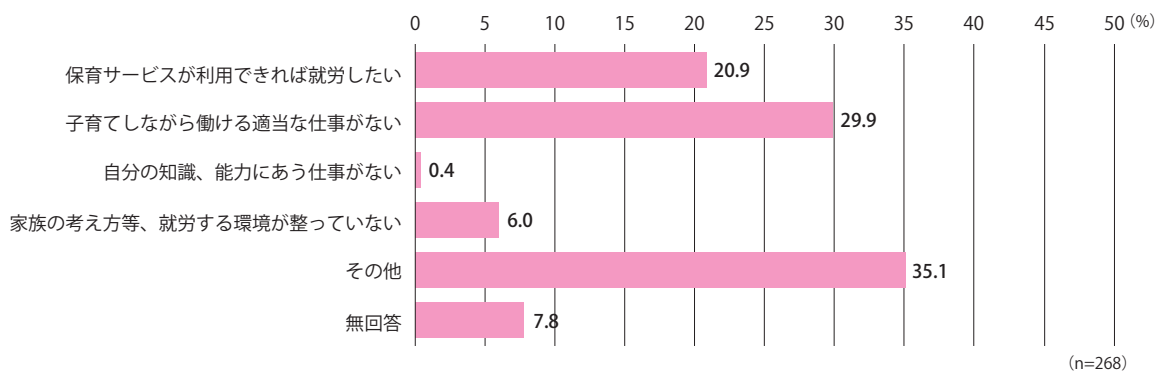


◆就労希望時期の末子の年齢



現在就労していない母親に、働いていない理由をたずねたところ、「子育てしながら働ける適当な仕事がない」が29.9%で最も多く、次いで「保育サービスが利用できれば就労したい」が20.9%でした。

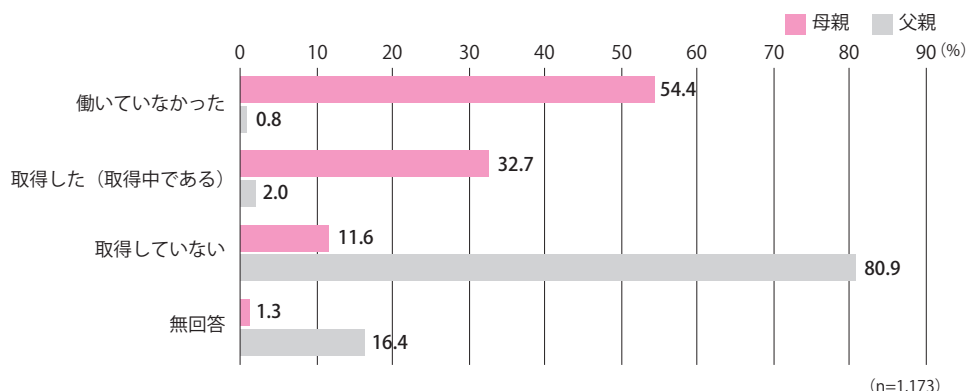
◆母親が現在就労していない理由



(2) 育児休業の取得

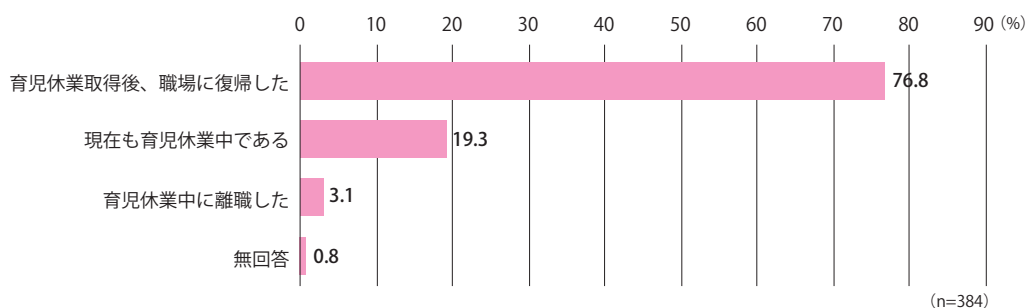
母親の育児休業取得状況は、「働いていなかった」が54.4%で最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が32.7%、「取得していない」が11.6%となっています。父親の取得状況は、「取得していない」が80.9%と多数を占めています。

◆育児休業の取得状況



母親の、職場への復帰状況では、「育児休業取得後、職場に復帰した」が76.8%で最も多く、次いで「現在も育児休業中である」が19.3%、「育児休業中に離職した」が3.1%となっています。

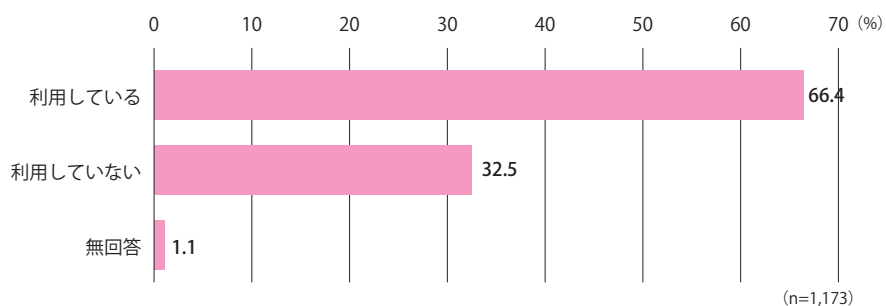
◆母親の、職場への復帰状況



(3) 教育・保育事業の利用

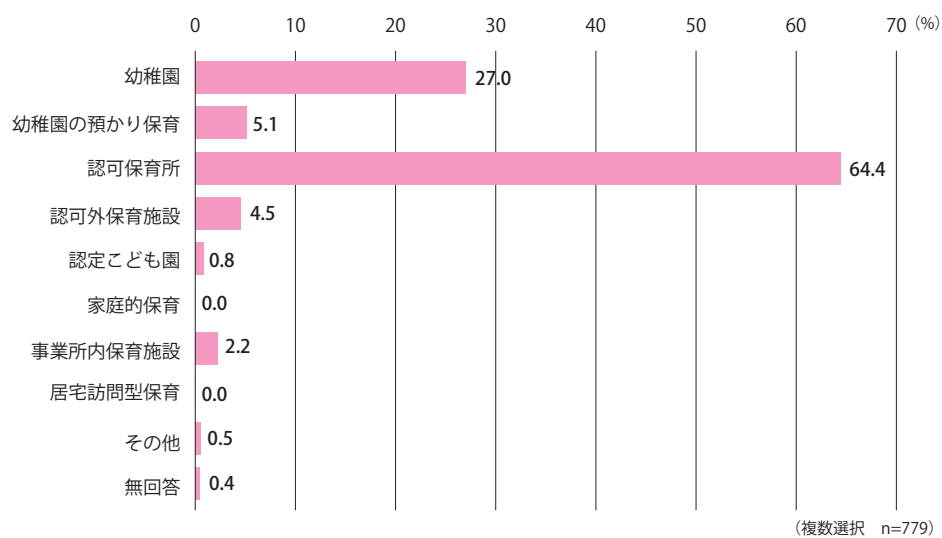
定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が66.4%、「利用していない」が32.5%となっています。

◆平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況



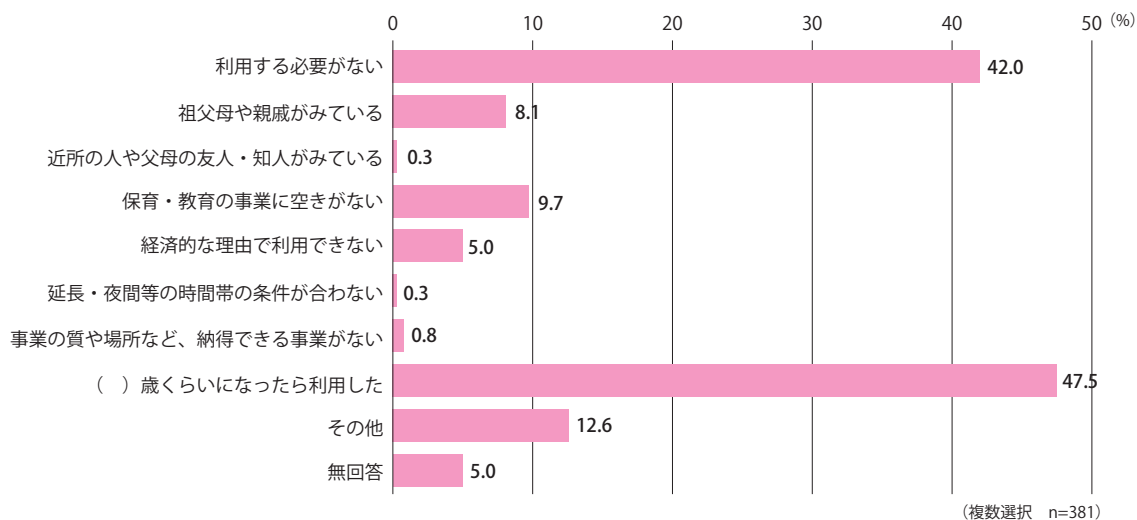
利用している事業は「認可保育所」が64.4%で最も多く、次いで「幼稚園」が27.0%と、二事業が多数を占めています。

◆利用している教育・保育事業

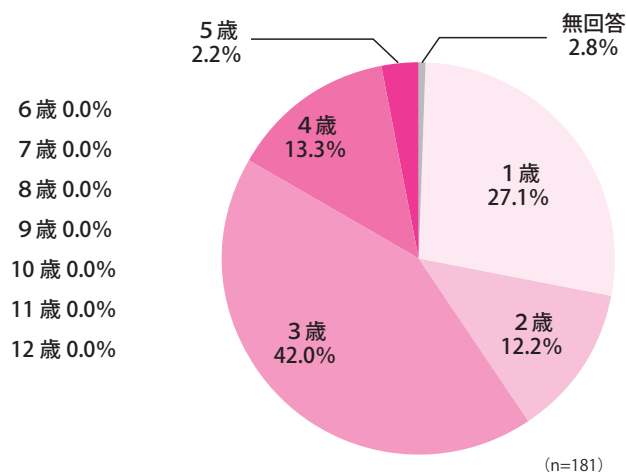


平日の教育・保育事業を利用していない人にその理由をたずねたところ、「()歳くらいになったら利用したい」が47.5%で最も多く、「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が42.0%でした。また、子どもが何歳になったら利用したいかについては、「3歳」が42.0%で最も多く、「1歳」が27.1%、「4歳」が13.3%、「2歳」が12.2%でした。

◆事業を利用していない理由



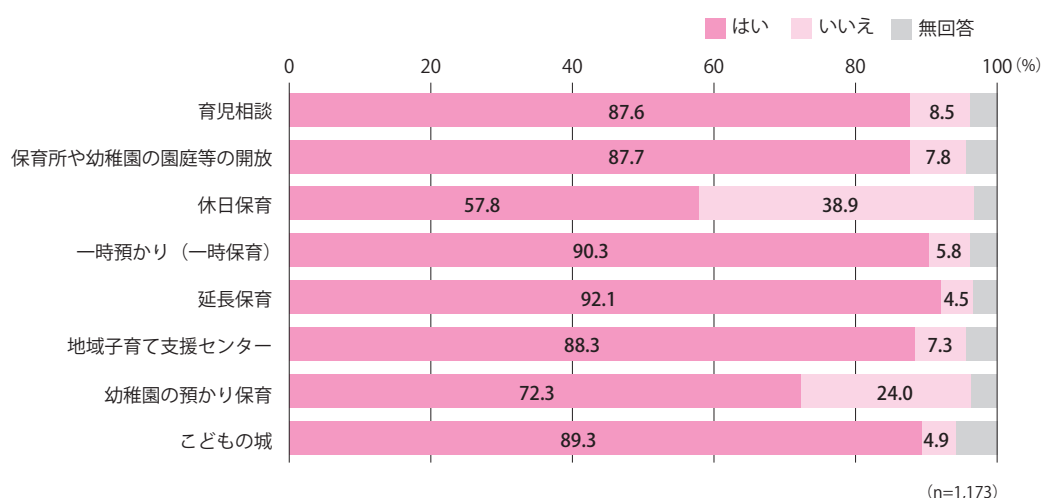
◆子どもが何歳になったら利用したいか



(4) サービスの認知度、利用状況、利用希望

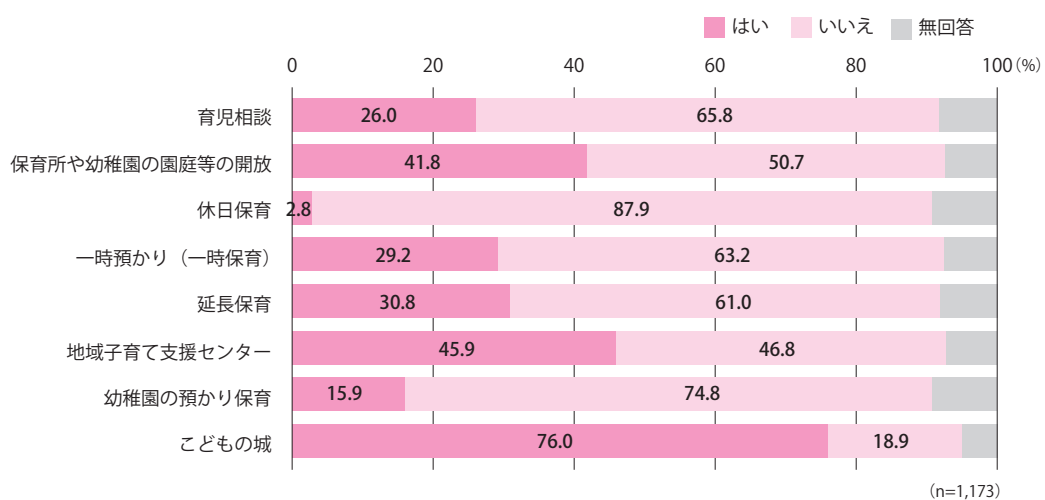
教育・保育を含む地域のサービスについて、知っているか（認知度）、利用したことがあるか（利用状況）、今後利用したいか（利用希望）をたずねました。
認知度は、休日保育を除くすべてのサービスで70%を超え、高くなっています。

◆サービスの認知度（知っている）

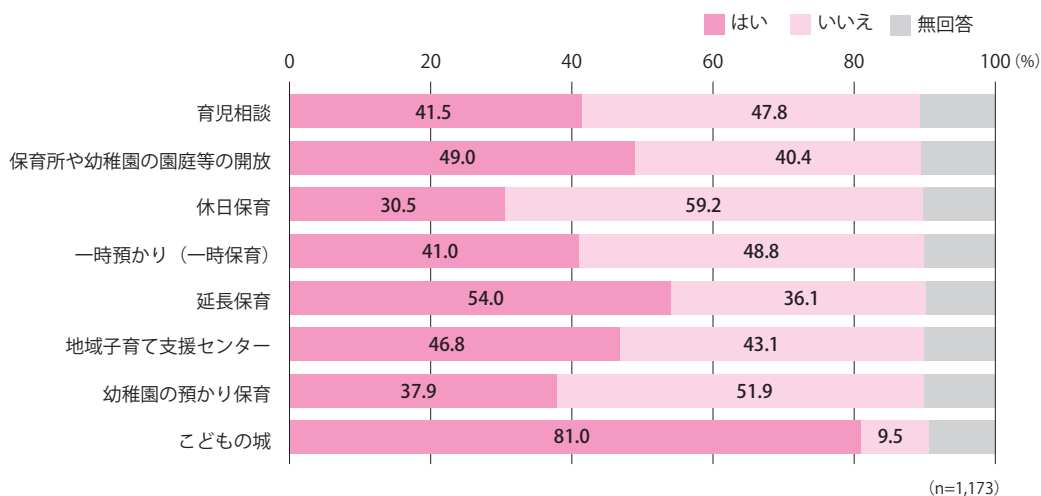


利用状況は、「こどもの城」が76.0%で最も多く、「地域子育て支援センター」が45.9%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が41.8%となっています。
利用希望は、「こどもの城」が81.0%で最も多く、「延長保育」が54.0%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が49.0%、「地域子育て支援センター」が46.8%となっています。

◆サービスの利用状況（利用したことがある）



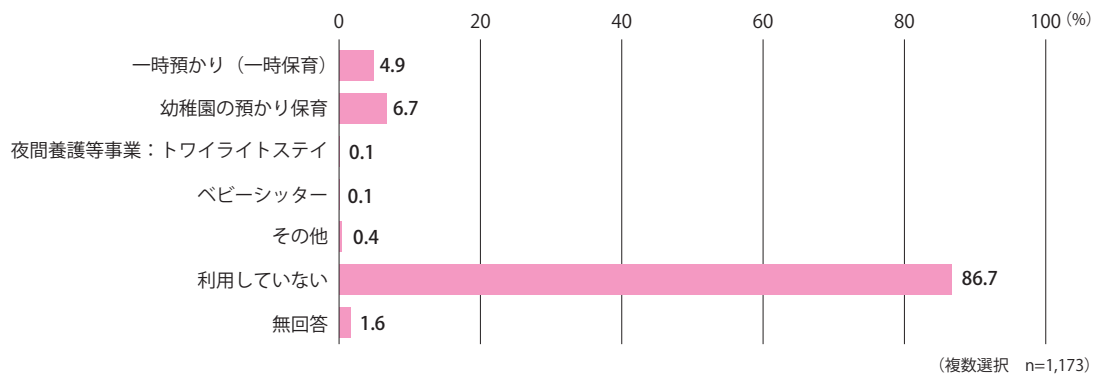
◆サービスの利用希望（今後、利用したい）



(5) 不定期の教育・保育事業の利用

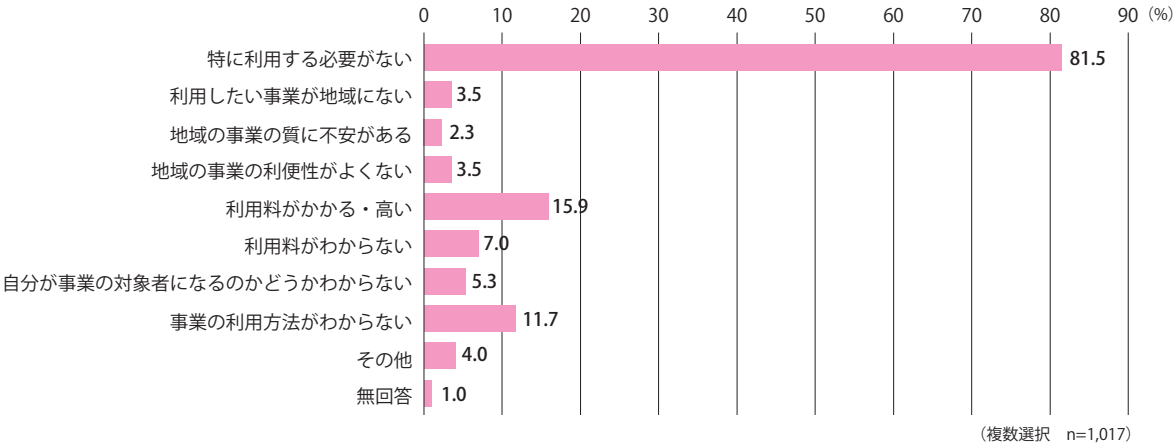
私用や親の通院、不定期の就労等の目的での不定期の教育・保育事業の利用については、「利用していない」が86.7%で多数を占めていました。

◆不定期に利用している教育・保育事業



利用していない理由では、「特に利用する必要がない」が81.5%で最も多く、次いで「利用料がかかる・高い」が15.9%、「事業の利用方法がわからない」が11.7%となっています。

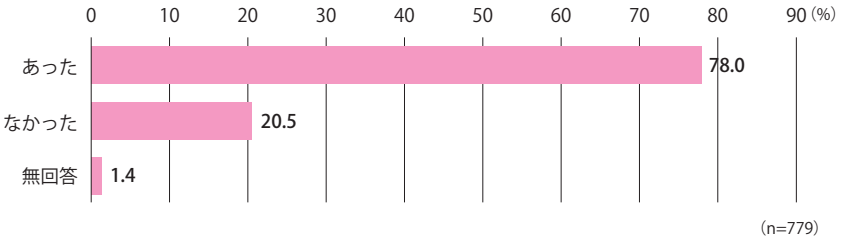
◆利用していない理由



(6) 子どもが病気やケガのときの対応

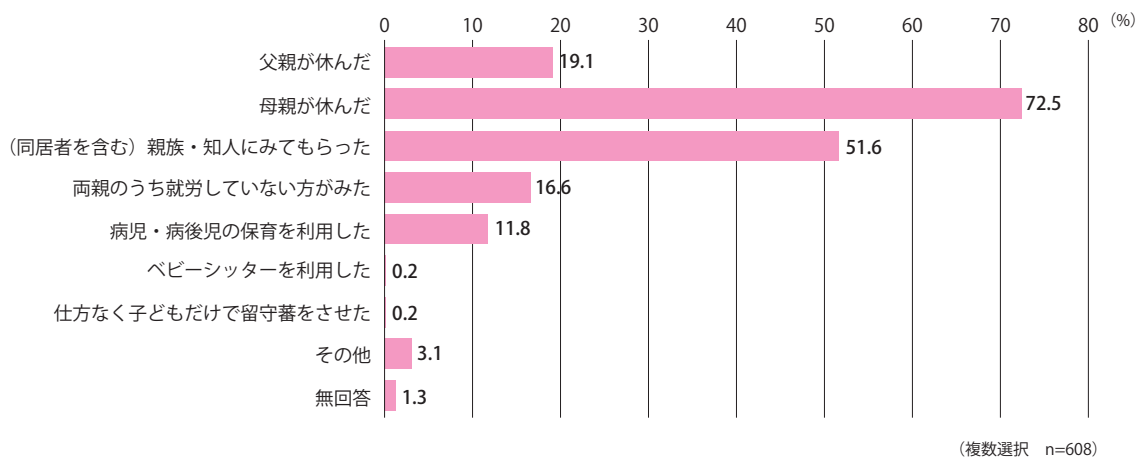
この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことがあったかどうかをたずねたところ、「あった」が78.0%、「なかった」が20.5%となっています。

◆子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験



その際の対処方法は、「母親が休んだ」が72.5%で最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が51.6%、「父親が休んだ」が19.1%、「両親のうち就労していない方が子どもをみた」が16.6%、「病児、病後児の保育を利用した」が11.8%となっています。

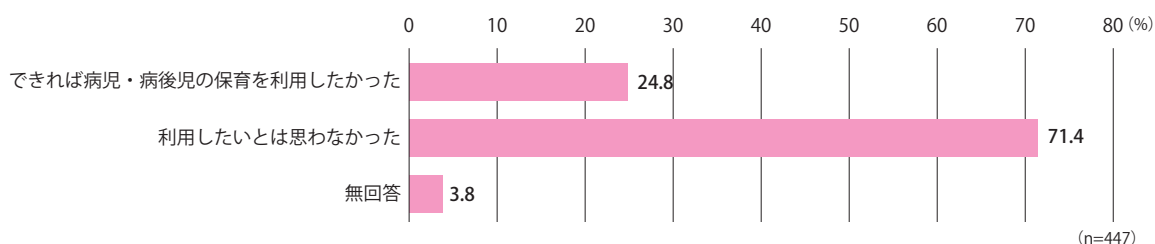
◆その際の対処方法



病気・ケガの際、父親ないし母親が休んで対応した人に、病児・病後児保育を利用したかったかどうかをたずねたところ、「利用したいとは思わなかった」が71.4%、「できれば病児・病後児の保育を利用したかった」が24.8%でした。

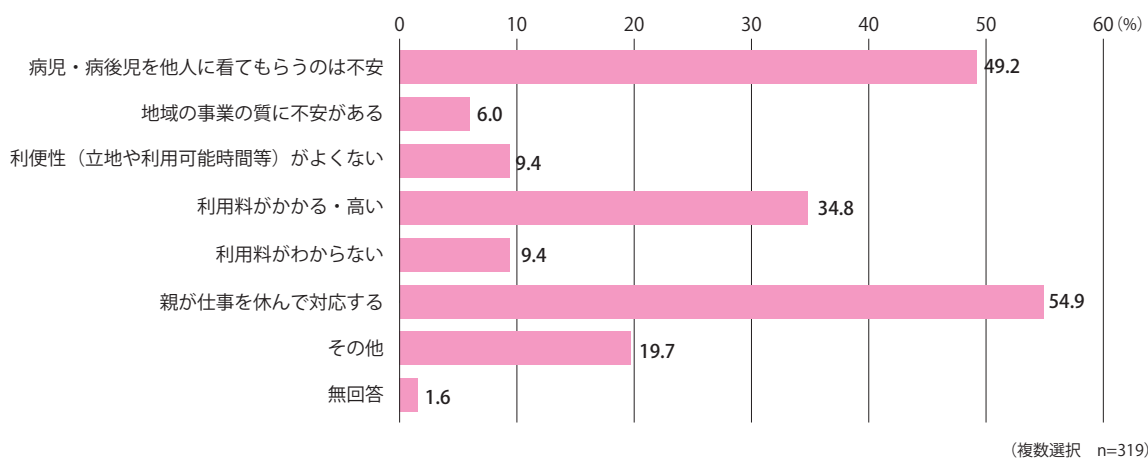
利用希望日数は、「4～5日」が18.9%、「10～14日」が15.3%、「2日」、「3日」が11.7%でした。

◆病児・病後児保育の利用意向



病児・病後児保育を利用したいとは思わなかった理由では、「親が仕事を休んで対応する」が54.9%で最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が49.2%、「利用料がかかる・高い」が34.8%でした。

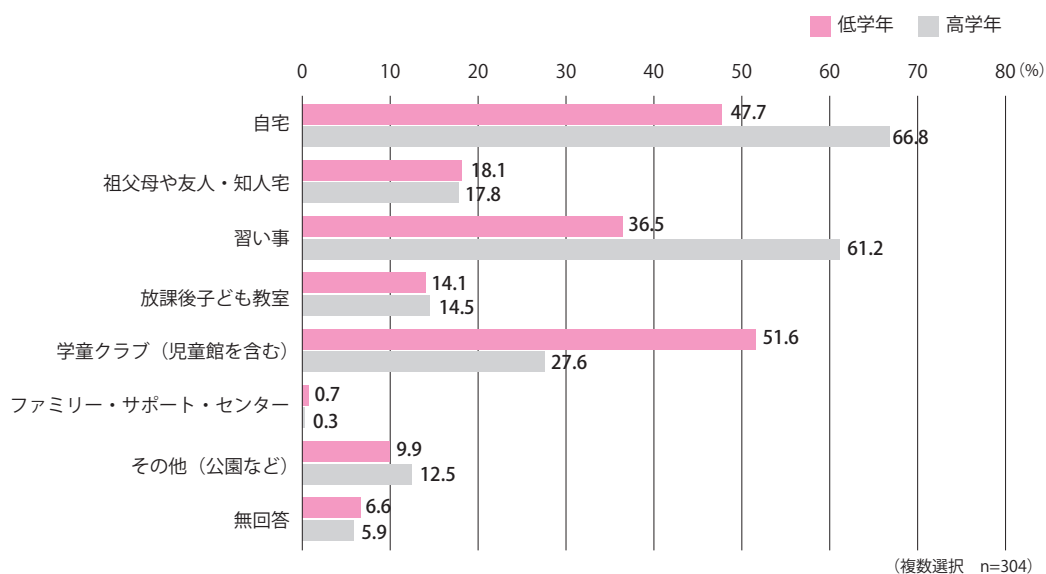
◆病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由



(7) 小学校の放課後を過ごさせたい場所

5歳以上の子どもの保護者に、小学校の放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか、低学年のうちの場合と、高学年になってからの場合をそれぞれたずねました。低学年のうち「放課後児童クラブ(児童館を含む)」が51.6%で最も多く、次いで「自宅」が47.7%、「習い事」が36.5%となっています。高学年では「自宅」が66.8%で最も多くなり、次いで「習い事」が61.2%「放課後児童クラブ(児童館を含む)」が27.6%となっています。

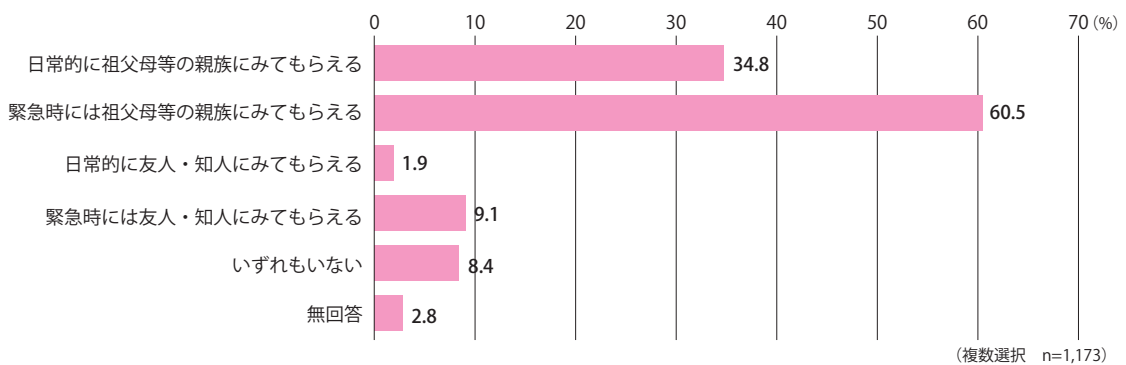
◆放課後の時間を過ごさせたい場所(低学年・高学年)



(8) 家庭の子育て、地域の子育て環境

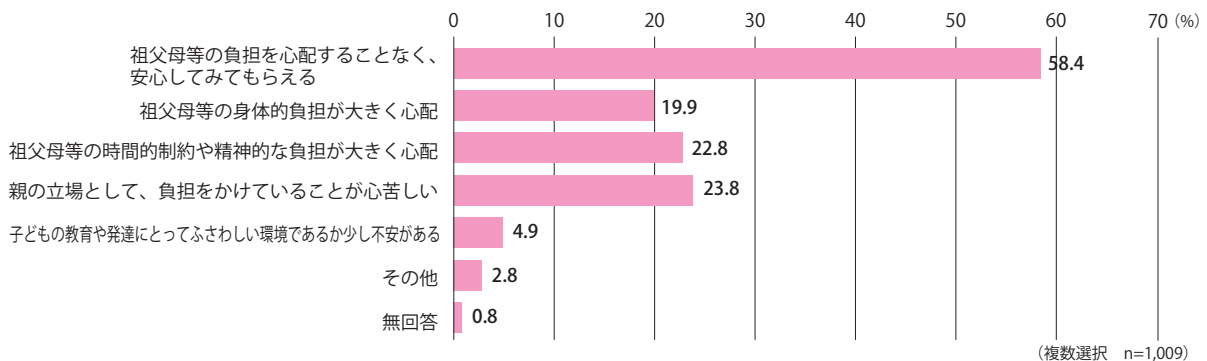
日常的に子どもをみてくれる親族・知人がいるかどうかたずねたところ、「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.8%となっています。

◆日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無



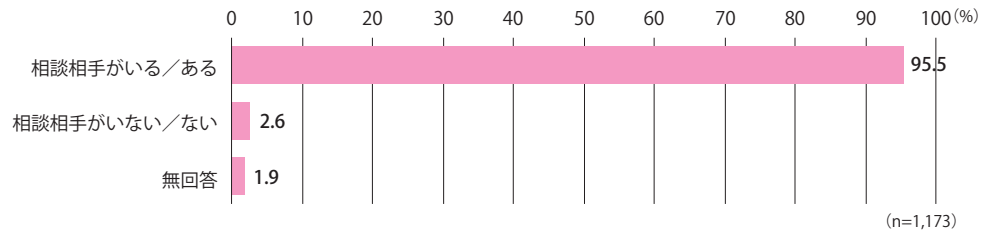
日常的もしくは緊急時などに祖父母等の親族にみてもらえる人にその状況をたずねたところ、「祖父母等負担を心配することなく、安心してみてもらえる」が58.4%で最も多く、「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が23.8%、「祖父母等の時間的制約や精神的な負担が大きく心配」が22.8%、「祖父母等の身体的負担が大きく心配」19.9%となりました。

◆祖父母等に子どもをみてもらっている状況



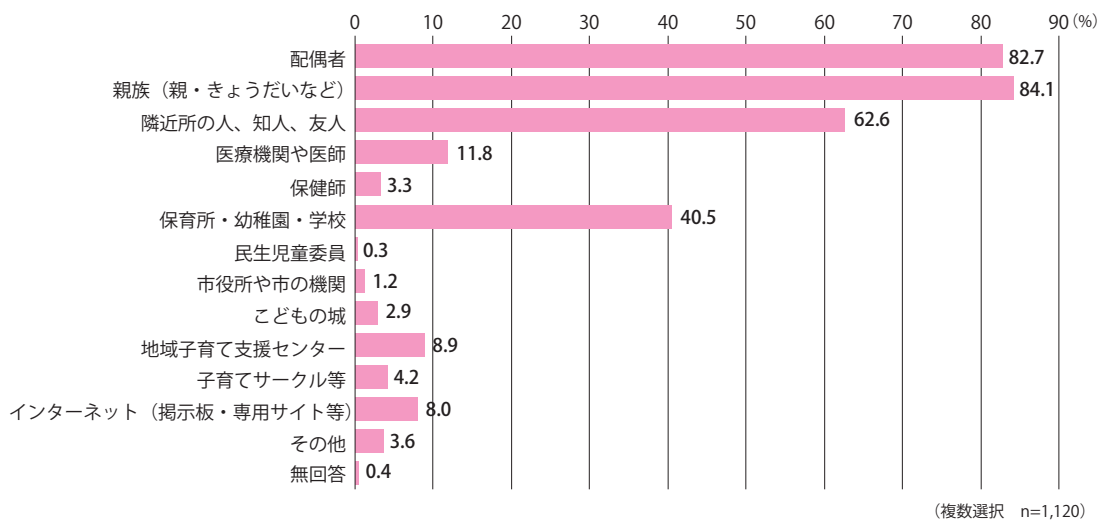
子育てについて気軽に相談できる人がいるかどうかをたずねたところ、「いる／ある」が95.5%と大多数を占めました。

◆子育てについて気軽に相談できる人の有無



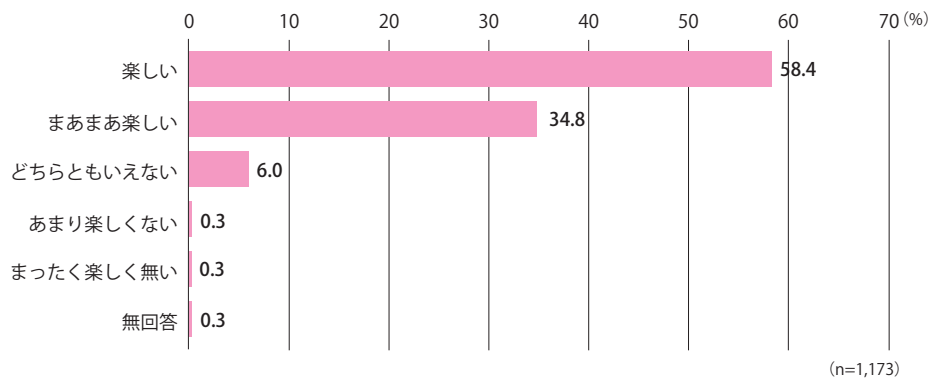
子育てについて気軽に相談できる相手では、「親族（親・きょうだいなど）」が84.1%で最も多く、次いで「配偶者」が82.7%、「隣近所の人、知人、友人」が62.6%、「保育所・幼稚園・学校」が40.5%でした。

◆子育てについて気軽に相談できる相手

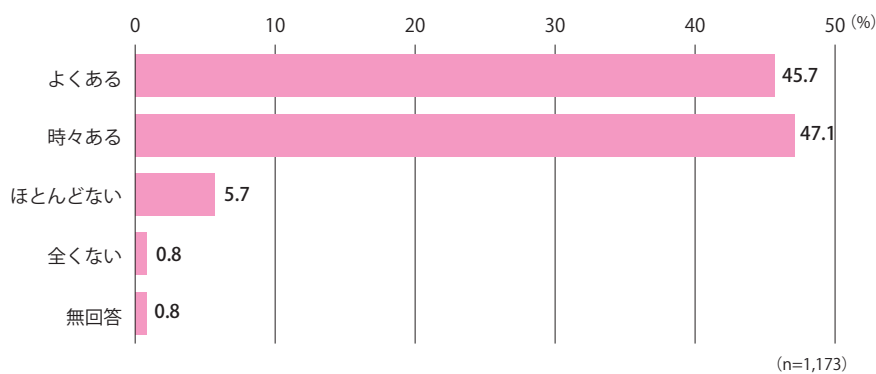


家庭の子育ての様子や、地域との関わりなどについてたずねたところ、それぞれ以下のような結果となりました。

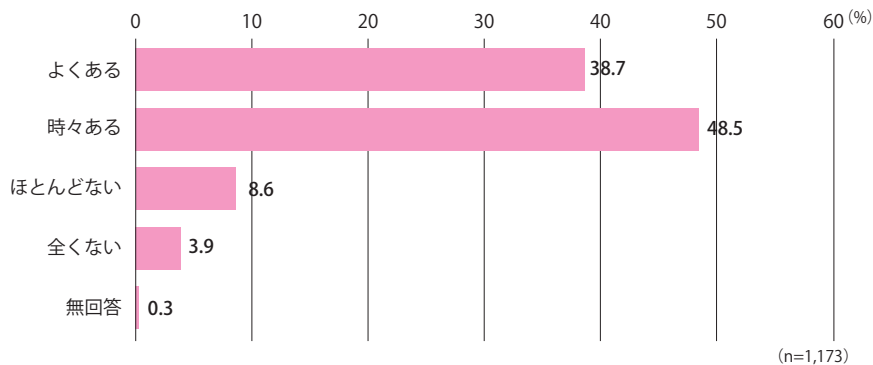
◆子育ては楽しいか



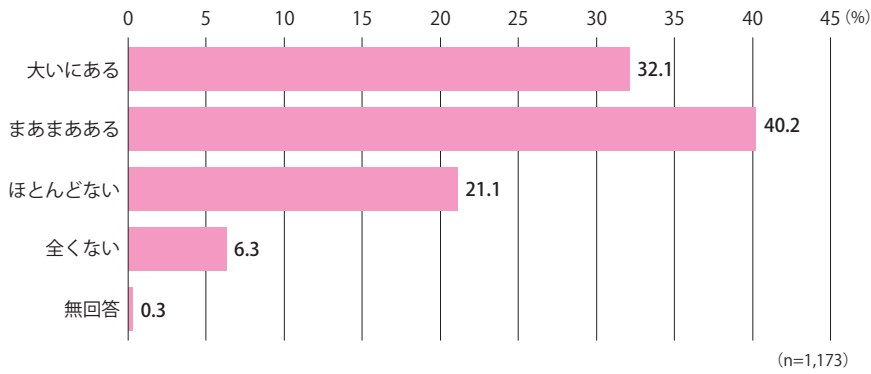
◆家族で協力して子育てをしているか



◆地域の人から「子どもが大きくなったね」などと声をかけられることがあるか

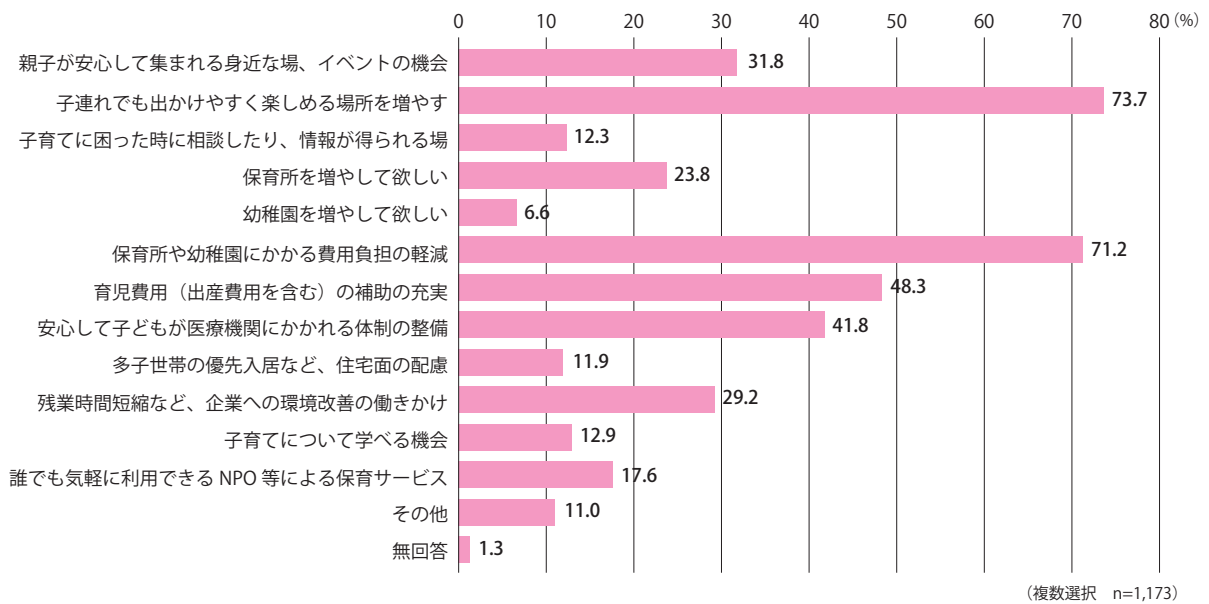


◆周囲の人（近隣、友人等）に支えてもらって子育てをしているという実感があるか



市に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待しているかをたずねたところ、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が73.7%で最も多く、次いで「保育所や幼稚園にかかる費用負担の軽減」が71.2%、「育児費用（出産費用を含む）の補助の充実」が48.3%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」が41.8%などとなりました。

◆市に対する子育て支援の期待



5 諫早市の子ども・子育て支援の課題

子ども・子育てを取り巻く環境、ニーズ調査の結果などを踏まえ、諫早市の子ども・子育て支援に関する課題を次のようにまとめます。

親族の支援の大きさと将来的な視点

ニーズ調査では、日常的に、もしくは緊急時などに、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる人が非常に多い結果となりました。

さらに、95.5%は子育てについて気軽に相談できる相手がいると答え、その相手としては「親族（親・きょうだいなど）」「隣近所の人、知人、友人」をあげている人が多くみられることから、諫早市の子育て家庭は親族や地域の知人等の手厚い支援を受けていることがうかがえます。

しかし、今後については以下の要素も考慮していきます。

- 進行している高齢化や核家族化

将来的には、親族等の支援を思うように受けられなくなる可能性もあります。

- 社会動態（転入・転出）のマイナス傾向や、社会環境の変化

子育て家庭と近隣との関係が今後希薄になっていくことも考えられます。

- 親族等に子どもをみてもらっている状況

祖父母等の負担を心配する人も多く、心苦しさを感じている人もいます。

これらにより、長期的に考えた場合、現時点のニーズ調査には現れない需要が今後顕在化する可能性も考えられ、将来、親族等に代わり子育て家庭を支援していく社会的なシステムについて、現在の支援策を含め検討します。

女性が活躍できる社会への対応

女性の就労状況では、パート・アルバイト等で働いている率が男性よりも高く、出産・育児期を終えてから仕事に戻る女性の率は全国の平均と比べると少なくなる傾向がうかがえました。

ニーズ調査による母親の育児休業取得は「働いていなかった」が54.4%で最も多く、「取得した（取得中である）」が32.7%で、育児休業取得者の76.8%は取得後に職場復帰したと答えています。

現在就労していない母親の就労意向では、末子が3歳になったころから就労したいという希望や、「保育サービスが利用できれば就労したい」という回答も多くみられました。一方、現在教育・保育事業を利用していない場合でも、子どもがある程度大きくなったら利用したいという希望は多く、3歳あるいは1歳に達した頃からの利用意向が多くみられます。

出産直後は育児休業等により育児しやすい状況が多いことがうかがえますが、今後、女性が

活躍できる社会環境の整備がますます重要性を増すことから、特に出産後2～3年を過ぎたところからの保育サービスの充実が必要になると考えられます。

幼児期の学校教育を希望しつつ保育も必要という潜在的ニーズへの対応

ニーズ調査では、子どもが3歳になったところから平日の教育・保育事業を利用したいと答えた率は高く、見込み量の算定過程でも「共働き家庭でも幼児期の学校教育を希望」という層の存在が認められました。この、幼児期の学校教育を希望しつつ保育も必要な層に対しては、幼稚園の預かり保育など、当面は現在の「教育」「保育」のサービスの枠組みで対応ができるものと考えられます。

また、現在市内にはない「認定こども園」について将来の利用希望がみられたことから、今後の検討課題と考えています。

(※)「幼児期の学校教育」とは、学校教育法等に定める満3～5歳児に対して幼稚園等で行われる教育のことです。(幼稚園教育要領)本計画では「幼児期における学校教育」のことを単に「教育」と表記している場合があります。

(※)「保育」とは、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育所等で行われる保育のことです。

なお、この「保育」には、「養護」と「教育」が含まれます。(保育所保育指針)

利用者支援の体制づくり

諫早市で実施されている、教育・保育を含む地域のサービスには様々なものがあり、その認知度は高い状況です。ところが利用状況では「利用したことがある」率が下がります。「こどももの城」は利用率も高いことがわかりましたが、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援センター」など、ニーズの認められるものについて利用状況が認知度よりも低くなる傾向は、その要因について検討する必要がありますが、適切な事業の利用を提案・紹介することや、利用にあたっての情報提供・助言を行うなど、利用者支援の体制づくりが今後の重要課題になってくるものと考えられます。

また、今後の子どもの減少や、社会・家庭環境の変化が、子育て家庭と地域との関係に影響を及ぼすことは十分に考えられます。これまで親族等の力によるところも少なくなかった子育て支援を、今後地域ぐるみでどのように担うかなどの視点も重要と考えます。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

子ども・子育て支援新制度は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族はもちろん、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することができる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的としています。この目的の達成のため、本計画における基本理念を次のように定めます。

本計画の基本理念

健やかな子どもを育む「子育て・子育て支援のまち」いさはや

◇基本理念の前提

諫早市においては、世帯数の増加傾向はみられるものの、人口は減少しており、核家族化が進行しています。また、女性の労働力率も年々増加しており、共働き家庭の増加とともに、女性は出産や育児期に一旦退職し、子育てが一段落した頃から再び就職するという、いわゆる「M字カーブ」現象も認められ、全国的な傾向と同様の状況にあります。諫早市においては、緊急時などに子どもを祖父母等の親族に見てもらえたり、気軽に子育ての相談をする相手のいる人が比較的多い状況にありますが、高齢化や核家族化の進展により、子育てを支援する社会的なシステムの構築も検討する必要があります。

諫早市における教育・保育の現状は、教育はニーズ量をカバーする供給体制にありますが、地域においては教育施設がない所もあり、共働き家庭でも幼児期の学校教育を希望するという層の存在も認められます。保育は地域によってはニーズ量に対する供給量確保の方策が必要な地域の存在、食物アレルギーや発達障害などの児童の受入数が増加していることなど、教育・保育のニーズに応じた量的拡充とともに、質の改善を図ることが必要となってきています。

このような状況から、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現のためには、子どもの視点に立った「子育て」の支援、すべての家庭への「親育ち」の支援、地域社会で子育てを支援する体制づくりが重要となります。

2 基本目標・基本施策

本計画は、基本理念を実現するための基本目標と基本施策を次のとおり定めます。

〔基本目標〕

・健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）

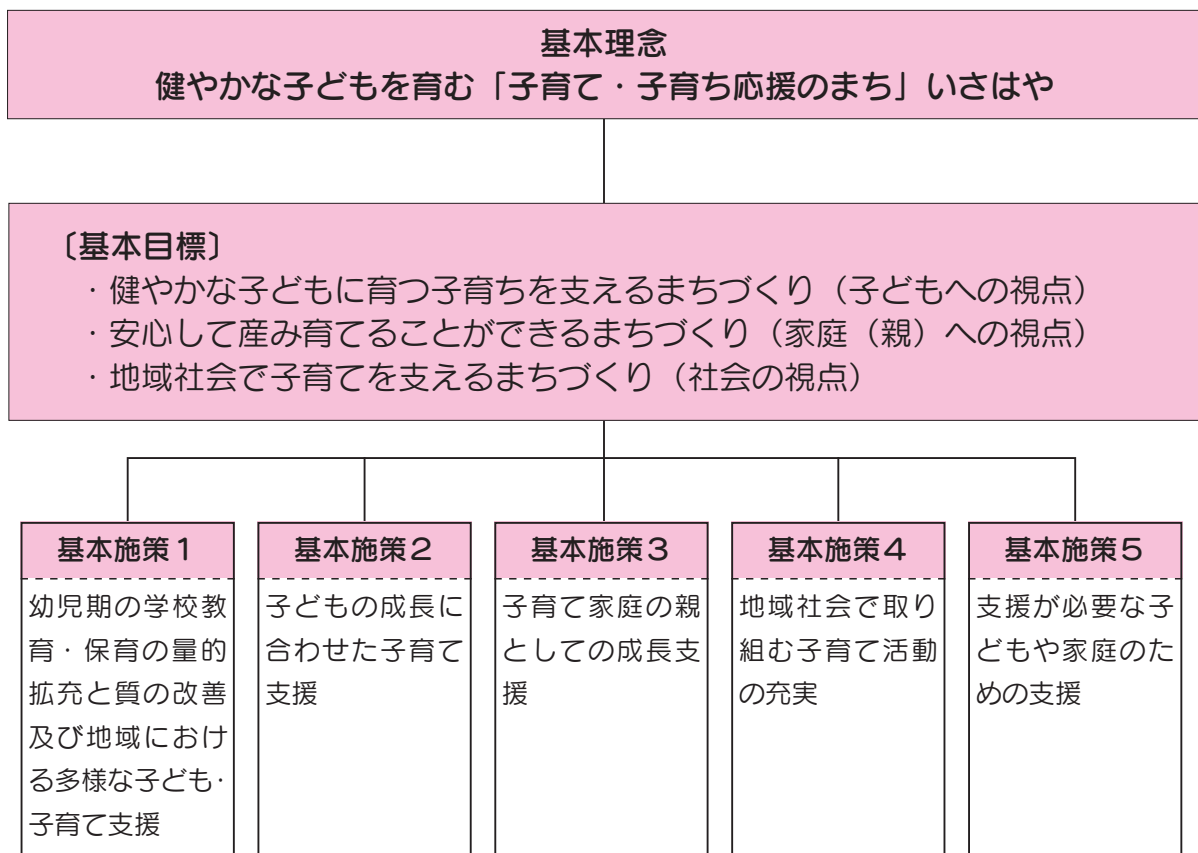
子どもは、子ども同士のふれあいや大人との関係を通じて愛情や信頼感、我慢や思いやりの心が育まれます。このような子どもの発達を、乳児期・幼児期・学童期それぞれの特性を踏まえながら、子どもの子育てを支援します。

・安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）

保護者は、まわりの様々な支援を受けながら親として成長していくものです。子育ては保護者が第一義的責任を有することから、親自身が親として成長するための「親育ち」を支援します。

・地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）

家庭における子育ての負担や不安、孤立感をやわらげ、喜びを感じながら子育てができるよう、家庭、学校、地域、職域、行政など社会全体で子育て・子育てを支援します。



第4章 基本施策の展開

基本施策 1

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的としています。この目的を達成するために、子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業などを実施することとされています。

諫早市は、一人ひとりの子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域子ども・子育て支援事業を実施するとともに、その他の子ども・子育てを支援します。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善

① 量的拡充

子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善を図るため、教育・保育提供区域を設定し、地域ニーズに対応した適正な供給体制の確保を図ります。具体的には、第5章に掲載します。

② 質の改善

幼児期の学校教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い幼児期の学校教育・保育の提供を図らなければなりません。

施設整備等による環境改善と併せて、幼稚園教諭、保育士等、子どもの育ちを支援する者の専門性や経験は重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが重要です。子どもの最善の利益を実現させるため、職員配置の充実を図るとともに、職員の資質向上に向けた研修等の充実に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、子ども・子育て家庭等を対象に地域の実情に応じて実施する事業です。諫早市においては、次の事業について実施に向けて取り組んでいきます。量の見込みと確保の方策は、第5章に掲載します。

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育施設や、地域の子育て支援に関する様々な情報を集約・提供するとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行う事業です。新制度による新規事業ですが、子育て支援に関する様々な情報を利用者のニーズに応じ適切に提供・助言するために実施に向

けて検討します。

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）は、保育所などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談、情報の提供など、乳幼児や保護者が相互の交流を行う事業です。諫早市内に現在7か所の子育て支援センターがありますが、利用者のニーズを把握しながら子育て支援の拠点として事業を推進していきます。

③ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。諫早市では、現在も妊婦に対し14回の健診への助成を行っており、今後も引き続き事業を推進していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、保護者の様々な不安や悩みを聞き、適切な助言を行い、子育ての孤立化を防ぐことを目的とする事業です。諫早市では、現在も母子保健推進員などが対象となるすべての子育て家庭を訪問し、事業を行っており、子育て家庭の孤立化を防ぐため、今後も引き続き事業を推進していきます。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。諫早市では、現在も事業を行っておりますが、今後は、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）とも連携し、子どもの適切な養育環境の確保を実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由や仕事その他の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、養育・保護を行う事業です。宿泊を伴うショートステイと平日の夜間又は休日に不在となる場合に行うトワイライトステイがあります。諫早市では現在3つの施設に事業を委託しており、今後も引き続き事業を実施します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童の一時的な預か

第4章 基本施策の展開

りや保育所などへの送迎等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、これらの援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。現在諫早市では実施しておりませんが、今後のニーズの高まりや様々な場面での市民の声などを参考に実施に向けて検討します。

⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。諫早市では、現在保育所において一時預かり事業を実施していますが、新制度では幼稚園（施設型給付）での一時預かりも含め、保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努めます。

⑨ 延長保育事業

延長保育事業は、認定こども園、保育所を利用している子どもについて、通常の保育時間以外の時間において保育を実施する事業です。諫早市では、現在、保育所において事業を実施していますが、今後も保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努めます。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児保育事業（病児・病後児保育事業）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもについて、家庭での保育が困難なときに、医療機関などの専用スペースで一時的に保育を行う事業です。諫早市では、現在2つの医療機関において事業を実施していますが、今後も保護者のニーズに適切に対応した事業の実施に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等より、昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。諫早市では、現在市内小学校28校区のうち、送迎を含め25の校区で事業を実施しています。今後は全校区での事業の実施に務めるとともに、校区ごとのニーズ量に適切に対応していきます。新制度後の放課後児童健全育成事業は、諫早市が制定した設備と運営に関する基準条例に基づく適切な運営が求められてきます。特に放課後児童クラブごとの児童の定員や施設の面積など条例で定めた基準を遵守するとともに、放課後児童クラブの運営に関する規程を整備するなど、児童の健全育成のための環境の整備に努めます。

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

諫早市における幼児期の学校教育・保育の一体的提供についての考え方は以下のとおりです。

保護者ニーズの多様化に考慮

ニーズ調査により幼児期の学校教育・保育の需要量の見込みを算定する過程では、保育が必要と判断される想定の子ども2号認定子どもにおいて、幼児期の学校教育を希望する保護者の存在が認められました。

保護者の子育てに関するニーズは多様化していると思われます。「集団生活のなかで充実した就学前教育を受けさせたい」場合の幼稚園、「働いている時間に子どもを預かってもらいたい」場合の保育所というような施設選択の区分はなくなりつつあり、今後は「幼児教育」と「子育て支援」の役割をこれまで分担してきた「幼稚園」と「保育所」に対し、両方の役割を求める保護者も増加することも考えられます。

この点は、現在の諫早市においても、私立幼稚園では保育の必要な子どもを受け入れて、預かり保育を行っています。また、保育所では保育指針に基づき教育に関わる保育を行っています。今後は、保護者の施設に関するニーズを踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の提供について検討していきます。

幼児期の学校教育・保育機能の充実

国においては、今回の新制度により、幼稚園と保育所双方の機能をあわせ持つ「認定こども園」の普及を促進しています。それは上記のような保護者ニーズの多様化に対応する側面があると捉えられます。現在諫早市には、認定こども園はありませんが、今後はニーズの高まりを見ながら、検討する必要があると思います。

その際は、幼児期の学校教育・保育の一体的提供が単に施設的な統合ではなく、子どもが健やかに育成されるような幼児期の学校教育・保育機能の充実（ソフト的な整備）が重要であるという視点を重視します。

事業者の意向を尊重

私立の教育・保育施設においては、施設運営上の事業者の考え方（建学の精神など）や教育・保育に対する方針があり、利用する保護者にはそれらの方針に対する共感もある点を考慮しなければいけません。新制度開始にあたっての、私立の教育・保育施設の認定こども園への移行については、事業者の意向を尊重することを第一とします。

(4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続

幼児期の学校教育・保育の目的が達成されるよう、また、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化し、市内の事業全体として小学校就学後を見据えた幼児期の学校教育・保育の連続性・一貫性が確保できるような施策をこれまで以上に推進します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう相互の連携を図ることとします。

(5) その他の子ども・子育て支援

① 休日保育（ホリデイ保育）事業の実施

休日（日曜、祝日）や年末（12月29日、30日）に保育を実施し、保護者の就労支援を行っています。今後も保護者のニーズを見ながら実施していきます。

② 子育てほっと週間の推進

諫早市保育会の主催で、園庭開放や独自メニューを実施しています。

③ 各種手当等の支給

児童手当や乳幼児福祉医療費支給事業により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

④ 子育てにかかる各種サービスの利用料金の軽減

子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、子育て支援のための各種サービスの利用料金について配慮していきます。

⑤ 関係機関等との連携・協働の推進

関係機関との連携・協働を図り、子どもが健全に成長するための施策の実施に努めます。

基本施策2

子どもの成長に合わせた子育て支援

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、まわりの環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有しています。この子どもの力を引き出し伸ばすために、子どもの視点に立ったまわりからの支援が重要です。

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期といわれています。乳児期は、保護者との愛着形成により情緒的な安定や身体の発育・発達が行われる時期であり、幼児期は、身体機能・運動機能の発達とともに、まわり子どもや大人との関わりの中で自我や主体性が芽生え、他の人との関わりなどに気づく時期です。このような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことにも留意することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、こころやからだの成長が著しく、自立意識や社会性が発達する時期でもあります。

このように子どもは年を重ねるごとに成長していくものです。個々の子どもの成長に合わせた子育ての支援に取り組んでいきます。

(1) 子どもの健康に目を向けた支援

① 切れ目ない乳幼児への保健対策の実施

子どもの順調な成長、発達を促進するためには、病気や発達の遅れを早期に見出し、適切な治療や訓練などを行うことが非常に重要です。乳幼児の健康や発達につなげるために、乳幼児健康診査の受診率向上や内容の充実を図ります。また、感染症に関する情報提供を行うとともに、予防接種の接種率の向上など感染症予防に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

② 歯の健康づくりの支援

歯の健康は、乳幼児期、学童期のみならず、大人になってからも重要な問題です。このため、各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行やかかりつけ歯科医の重要性などを伝え、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。また、幼稚園・保育所等において実施する、子どものむし歯予防のための集団によるフッ化物洗口を支援します。

③ 小児救急医療体制の充実

諫早市では、医師会など関係機関の協力により、休日の医療体制の充実を図るとともに、夜間における小児救急患者へ対応するため「諫早市準夜診療センター」を開設しています。今後も引き続き休日や夜間での小児医療体制を充実し、安心して子育てができる環境づくりに努め

ます。

また、「子どもの救急ミニガイドブック」を作成し、救急の場合の連絡先や対処の方法についての情報提供を行います。

(2) 他の子どもや大人たちとのふれあいによる成長支援

① 様々な人たちとふれあう機会の推進

同年齢や異年齢による交流・ふれあいにより、子どものこころの成長を支援するため、小学校前から思春期の子どもに対して、学校教育や社会教育、地域活動など様々な機会をとらえ、乳幼児との交流機会の充実を図ります。

また、常日頃から、子どもたちが高齢者や障害のある人とふれあうことにより、互いを認め合い、人を思いやる心の醸成やノーマライゼーションの普及並びに福祉意識の向上に努めます。

② 自然や地域の社会資源を活用した多様な体験活動の充実

海や山などの自然環境の中で様々な体験をすることは、子どもの健やかな成長にとって大変重要なことです。このため、海、山などに囲まれた豊かな自然環境や、こどもの城、国立諫早少年自然の家など社会資源を有効に活用し、自然体験や自然学習、農林漁業体験、花づくり、動植物とのふれあいなど多様な体験活動や学びの機会の提供を充実します。

基本施策3

子育て家庭の親としての成長支援

諫早市においても核家族化は進行してきており、子育てに関する情報の提供や子育てを気軽に相談できる場の提供は、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげ、子育て家庭の親としての支援に非常に有効です。これら「親育ち」の支援に取り組みます。

(1) 子育て情報の提供や相談による支援

① 切れ目ない妊産婦への保健対策の実施

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるように、健康診査、訪問指導、保健指導などの母子保健事業の充実を図ります。また、母子手帳交付時に、妊婦とその家族を対象に育児相談を実施する両親学級の案内や妊娠期からの子育て支援の情報を一元化した子育て支援ガイド、子育て支援マップなどを配付し、子育てに関する情報提供に努めます。

② 妊娠・出産、子育てにかかる相談体制の充実

保健師や助産師が行う妊産婦訪問、母子保健推進員が行う乳児家庭全戸訪問、乳児相談、妊婦・乳幼児訪問や電話相談など、妊娠期から切れ目ない相談体制の充実を図ります。

(2) 親子で取り組む子育て・子育て支援

① 親子の心のきずなづくりの推進

絵本などの読み語りを通じて、本に親しむ環境づくりを進め、親子のコミュニケーションを高めるとともに、子育てを楽しむ環境づくりを行うブックスタート事業を推進します。

② 親子の信頼関係の構築の推進

地域子育て支援センターでの NP プログラムや、こどもの城での大人のための子育て応援事業により、子育ての悩み・不安の解消を図り、親子の信頼関係の構築を推進します。

基本施策4

地域社会で取り組む子育て活動の充実

少子・高齢化や核家族化が進む社会では、地域社会全体で子育て家庭を支援することが、一人ひとりの子どもの健やかな成長のためには非常に重要です。この考えは、諫早市次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）にも謳われており、本計画においても引き続き取り組んでいきます。

（1）地域のボランティアなどによる支援

① 民生委員・児童委員などによる相談・支援の充実

民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。

② 地域子育て支援センターや子育てサロンによる親子交流と子育て相談の充実

地域子育て支援センターや地区社会福祉協議会実施の子育てサロンなどの身近な場所で親子の交流を促進し、子育てに関する相談の充実を図ります。

③ 子育てボランティアの養成・組織づくりと活動の推進

地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを養成し、各地域の子育て支援センターにて活動することを推進します。また、ボランティアの情報や登録方法などの周知を図るとともに、子育てに携わる方のネットワークを構築し、今後の子育て支援に向けて取り組みます。

（2）仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

① 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた取り組みの推進

仕事と育児の両立を支援するために、安心・安全な保育サービスの充実を図るとともに、育児休業制度の周知や子育て支援の重要性についての意識啓発などを行い、仕事と育児が両立できる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。また、関係機関等と連携し、結婚や出産などにより退職された方への再就職支援を推進します。

基本施策5

支援が必要な子どもや家庭のための支援

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域の中で自立し、いきいきと暮らしていけるよう、相談・支援体制を充実するとともに、障害のある子もいない子も共に互を認め合いながら成長できる環境づくりが必要です。

一方、離婚の増加、未婚での出産、父子家庭の増加などに対応するため、ひとり親家庭の自立支援も引き続き行くとともに、昨今社会現象化しています子どもの貧困問題についても「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的を踏まえながらその経済的な支援について検討する必要があります。

また、「子どもの最善の利益」を実現する観点から、児童虐待の問題、DV（ドメスティック・バイオレンス）の問題などについても、子どもの権利や被害保護者の擁護、相談・支援体制の充実に引き続き取り組んでいきます。

(1) 障害のある子どもなどへの支援

① 障害のある子どもなどへの支援の充実

障害の早期発見と発達支援の推進を図るため、乳幼児健診や発達支援事業を行い、障害のある子どもの相談・支援体制の充実、ふれあいと交流の推進、保育所や放課後児童クラブでの受け入れ体制の充実など、関係機関との連携を図りながら、家庭や地域で安心して暮らせるよう施策の充実に努めます。

(2) 経済的な支援が必要な家庭への支援

① ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親に対する職業訓練支援などの就労支援のほか、児童扶養手当をはじめとする各種手当等の支給やひとり親家庭福祉医療費の支給、更には、保育、家事支援の子育て支援サービスを行うなど、ひとり親家庭の生活の自立のための相談体制の充実に努めます。

② 子どもの貧困問題への対応

生まれ育つ家庭の事情などによって子どもの将来が左右されることなく、貧困が次世代へと連鎖することのないように必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

子ども・子育て支援新制度の指針においても、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況等により深刻な困難を抱えやすい子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし

第4章 基本施策の展開

て一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが目的としてあげられています。

このことから、他の子育て家庭の経済的な負担軽減の事業の実施に加え、地域子ども・子育て支援事業の1つである「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の検討を進めます。

また、子どもの貧困に関する状況把握に努めて施策の充実に役立てていきます。

(3) 子どもの権利を擁護するための支援

① 児童虐待防止に向けた体制の充実

要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関と連携し、要保護児童の安全の確保と環境整備を支援し、組織的かつ専門的な対応を図ります。

② DVに関する相談業務の充実

DV（ドメスティックバイオレンス）に対応した相談窓口を充実させるとともに、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

③ 悩みを抱える子どもの心のケアの充実

不登校や学校生活の悩みなどを抱える子どもや保護者の相談体制の充実を図り、対象者の悩みやストレスの解消に努めます。

(4) 関係機関との連携による支援が必要な家庭への支援

① 専門支援に関して都道府県が行う施策との連携

障害、ひとり親家庭、児童虐待など特別な支援が必要な子どもに対応する施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、長崎県と積極的に連携を図り、諫早市の実情に応じた施策を関係機関とも調整しながら進めていきます。

第5章 教育・保育の量の見込みと確保の方策

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）で、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で市町村が設定することとなっています。

1 教育・保育提供区域の設定

諫早市では、以下にあげる視点から、認定区分ごとの教育・保育提供区域、及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、それぞれの実情に応じた区域を設定します。

区域設定にあたっての視点

- (1) 保護者や子どもが利用しやすい範囲とし、利便性を確保することを考慮する。
- (2) 事業量を適切に見込み、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保できることを考慮する。
- (3) 保育の提供区域については、「諫早市地域福祉計画」に定める「日常生活圏域（概ね中学校区）」を基本に、保護者の通勤状況（交通状況）や居住地などを考慮し設定する。



○諫早市子ども・子育て支援事業計画における区域設定の考え方

- ・ 教育の提供区域、保育の提供、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの提供区域はそれぞれの実情に応じた区域を設定する。
- ・ 保護者や子どもが利用しやすい範囲とし、利便性を確保することを考慮する。
- ・ 事業量を適切に見込み、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保できることを考慮する。
- ・ 保育の提供区域については、「諫早市地域福祉計画」に定める「日常生活圏域（概ね中学校区）」を基本に、保護者の通勤状況（交通状況）や居住地などを考慮し設定する。

幼児期の学校教育・保育の提供区域

事業区分 (子どもの認定区分)	区域設定	考え方
1号認定 (3歳以上・教育のみ)	1区域 (市内全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎バスにより地域を越えた利用が行われている。 ・既存の幼稚園の定員数が、ニーズ調査による今後の需要の見込みを上回っている。 <p>以上から、細かい区域に分けず、市内全域で提供の調整を行うことが現実的と考えられる。</p>
2号認定 (3歳以上・保育あり)	4区域 ①東部区域：長田、高来、小長井 ②中央区域：中央、北諫早、小栗、明峰 ③西部区域：真津山、西諫早、真城、多良見 ④南部区域：小野、森山、有喜、飯盛	<ul style="list-style-type: none"> ・各区域内が車で概ね20分程度の範囲であり、利用者の利便性は確保できる範囲と思われる。 ・区域内に複数の既存施設が存在し、既存施設を活用した供給体制の確保が可能と思われる。 ・北部の明峰中学校区は中央区域に含めるなど、生活圏のつながりも考慮する。 <p>以上から、左記の4区域で提供する。</p>
3号認定 (0～2歳・保育あり)	4区域 (2号認定と同じ)	2号認定と同等の考え方により4区域で提供する。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業	区域設定	考え方
① 利用者支援事業	1 区域 (市内全域)	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域で対応する。
② 地域子育て支援拠点事業	1 区域 (市内全域)	保育所併設の施設があることや、認定こども園で事業実施が行われるため市内全域で対応する。
③ 妊婦健康診査事業	1 区域 (市内全域)	健診は県内の医療機関で受診可能であり、市内で区域を設定して行う事業ではないため市内全域で対応する。
④ 乳児家庭全戸訪問	1 区域 (市内全域)	訪問型の事業であり区域設定の必要がないため市内全域で対応する。
⑤ 養育支援訪問事業	1 区域 (市内全域)	児童相談所、保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、区域設定になじまないことから市内全域で対応する。
⑥ 子育て短期支援事業	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
⑧ 一時預かり事業	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
⑨ 延長保育事業	4 区域 (2号・3号認定と同)	通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、保育事業と切り離せない事業であるため保育と同じ4区域で対応する。
⑩ 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	1 区域 (市内全域)	一時的・不定期の保育サービスを提供する事業であり、区域を特定しての提供にあたらないことから市内全域で対応する。
⑪ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	28 区域 (小学校区)	当該事業が「小学校区」を基本として行われていることから28区域とする。

2 教育・保育施設の「量の見込み」と「確保の方策」について

教育・保育の提供については、計画期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（見込み量）に対して提供する計画数（確保の方策）を表として示しています。

教育・保育の「量の見込み」算出方法

国の示した作業の手引きに沿って算出しました。

算出方法の概要は以下のとおりです。

$$\boxed{\text{就学前児童数推計（人）}} \times \boxed{\text{潜在家庭類型の算出（％）}} \times \boxed{\text{利用意向率の算出（％）}}$$

① 就学前児童数の推計

計画期間中の就学前児童数を過去の実績値を基に推計

② 「潜在家庭類型」を分類・算出

ニーズ調査をもとに、父母の配偶者の有無及び就労状況により分類した。
「現在の家庭類型」に、母親の将来の就労意向等を反映し、「潜在家庭類型」の分類ごとの構成割合を算出

③ 各家庭の教育・保育施設や地域型保育事業の利用意向率を算出

ニーズ調査の回答をもとに施設や事業の利用意向割合（率）を算出

④ 「家庭類型別児童数」の算出

「就学前児童数（推計）」×「潜在家庭類型割合（％）」
＝「家庭類型別児童数（人）」

⑤ 「量の見込み」の算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

地域子ども・子育て支援事業の「見込み量」算出方法

地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとに、算定の対象とする子どもの年齢、家庭類型などが異なりますが、基本的には上記と同様の考え方で算出方法が示されています。ただし、ニーズ調査では見込みが算出されない事業もあり、その場合は市で独自の推計を行っています。

市町村ごとの検討

「幼児期の学校教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」のいずれも、計画策定にあたっては地域の実態等も鑑み市町村ごとに見込み量の設定を検討していくこととされています。

3 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保の方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の見込み量（満3歳未満の子どもの保育利用を含む）」と見込みに対応する教育・保育施設等による提供体制及び実施時期を次のとおり定めます。なお、同一の提供区域内においても、小学校区や中学校区などの日常生活圏域のニーズ量を見ながら定員の確保に努めます。

1号認定／2号認定教育希望（認定こども園及び幼稚園）

【見込み量】

ニーズ調査結果により見込みました。

2号①は、ニーズ調査で「幼児期の学校教育を希望」と分類されたニーズ量です。

市内全域											
		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①
①見込み量		1,095	170	1,062	165	1,052	164	1,021	159	1,032	161
②確保の方策	確認を受ける幼稚園・認定こども園	880	110	880	110	880	110	880	110	880	110
	確認を受けない幼稚園	890	(60)	890	(55)	890	(54)	890	(49)	890	(51)
前年増減		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		675	0	708	0	718	0	749	0	738	0

(単位：人)

【確保の方策・実施の方針】

平成 27 年度 確認を受ける幼稚園・認定こども園 7施設

確認を受けない幼稚園・検討中 4施設

※確認を受けない幼稚園の2号①の（ ）は、預かり保育での確保数（1号の数字の内数）

2号①は、実際の利用希望では大多数が幼稚園や認定こども園となることが予想されます。

その利用先(確保するサービス)は“確認を受ける”認定こども園の2号定員と幼稚園の預かり保育、“確認を受けない”幼稚園の預かり保育で確保を行います。

2号認定（教育希望以外）／3号認定

【見込み量】

ニーズ調査結果により見込みました。

2号②は、2号認定のうちニーズ調査で「幼児期の学校教育を希望」とされた人以外のニーズ量です。

東部区域（長田・高来・小長井）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①見込み量		368	359	353	341	344
② 確保 の方策	保育園・ 認定こども園	411	411	411	411	344
	前年増減	-	0	0	0	△ 67
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		43	52	58	70	0

（単位：人）

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①見込み量		179	70	181	68	177	67	172	65	170	64
② 確保 の方策	保育園・ 認定こども園	186	73	188	71	188	71	188	71	170	64
	前年増減	-	-	2	△ 2	0	0	0	0	△ 18	△ 7
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①		7	3	7	3	11	4	16	6	0	0

（単位：人）

【提供の方策・実施の方針】

平成 27 年度 認可保育所 12 施設

各年度の入所状況等を踏まえ、平成 31 年度までに量の見込みに合わせるように施設定員を検討します。

中央区域（中央・北諫早・小栗・明峰）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①見込み量		931	908	900	878	888
②確保の方策	保育園・認定こども園	853	853	888	888	888
	前年増減	-	0	35	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△ 78	△ 55	△ 12	10	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①見込み量		460	180	470	178	470	177	470	177	463	175
②確保の方策	保育園・認定こども園	423	165	427	161	463	175	463	175	463	175
	前年増減	-	-	4	△ 4	36	14	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△ 37	△ 15	△ 43	△ 17	△ 7	△ 2	△ 7	△ 2	0	0

(単位：人)

【提供の方策・実施の方針】

平成 27 年度 認可保育所（認可外保育施設からの移行希望も含む） 18 施設

平成 29 年度 認可保育所新設予定 1 施設

3号定員の確保

認可外保育施設の認可等により、平成 29 年度までに平成 31 年度の見込み量を目安に施設の確保を行います。

第5章 教育・保育の量の見込みと確保の方策

西部区域（真津山・西諫早・真城・多良見）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①見込み量		622	598	598	576	585
②確保の方策	保育園・認定こども園	515	585	585	585	585
	前年増減	-	70	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△ 107	△ 13	△ 13	9	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①見込み量		337	132	348	132	342	129	340	129	335	126
②確保の方策	保育園・認定こども園	270	105	316	119	335	126	335	126	335	126
	前年増減	-	-	46	14	19	7	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△ 67	△ 27	△ 32	△ 13	△ 7	△ 3	△ 5	△ 3	0	0

(単位：人)

【提供の方策・実施の方針】

平成 27 年度	認可保育所（認可外保育施設からの移行希望も含む）	14 施設
	幼稚園から認定こども園へ移行し3号定員設定予定	1 施設
平成 28 年度	認可保育所新設予定	2 施設
	幼稚園から認定こども園へ移行し3号定員設定予定	1 施設
平成 29 年度	3号定員の確保	

認可外保育施設の認可等により、平成 29 年度までに平成 31 年度の見込み量を目安に施設の確保を行います。

南部区域（小野・森山・有喜・飯盛）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①見込み量		375	361	355	345	345
②確保の方策	保育園・認定こども園	362	362	362	362	345
	前年増減	-	0	0	0	△ 17
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△ 13	1	7	17	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①見込み量		192	75	194	74	191	72	183	69	183	69
②確保の方策	保育園・認定こども園	185	73	187	71	187	71	187	71	183	69
	前年増減	-	-	2	△ 2	0	0	0	0	△ 4	△ 2
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△ 7	△ 2	△ 7	△ 3	△ 4	△ 1	4	2	0	0

(単位：人)

【提供の方策・実施の方針】

平成 27 年度 認可保育所
8施設

幼稚園から認定こども園へ移行し3号認定の定員設定予定 1施設

各年度の入所状況等を踏まえ、平成 31 年度までに量の見込みに合わせるように施設定員を検討します。

なお、計画各年度における市内の満3歳未満の子どもの想定保育利用率※は以下のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童数 (0～2歳)	3,495 人	3,532 人	3,488 人	3,445 人	3,402 人
保育利用率	42.3%	43.6%	46.3%	46.9%	46.6%

※国の基本指針では、3号認定の「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率は、市内の「②確保の方策（3号認定）÷推計人口（0～2歳）」により算出した数値としています。

4 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の見込み量を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給（確保の方策）及び実施時期を以下のとおり定めます。

① 利用者支援事業

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。新制度による新規事業です。

市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【提供の方策・実施の方針】

事業実施にあたっては「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する基本形か、主として行政機関の窓口等を活用した「利用者支援」の特定型のいずれかで行うとされています。

平成 28 年度の開始を目標とし事業の実施方法等を検討していきます。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【見込み量】

ニーズ調査による。事業の対象となる 0 - 2 歳の各年度推計人口×潜在家庭類型（全類型・ニーズ調査）×利用意向率×利用意向日数として見込みました。

市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	4,038 人回	4,080 人回	4,030 人回	3,980 人回	3,930 人回
確保の方策	4,038 人回	4,038 人回	4,030 人回	3,980 人回	3,980 人回
実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

（月延べ）

【提供の方策・実施の方針】

平成 25 年度の延べ利用数は 3,782 人日／月でした。ニーズ調査による見込み量と平成 25 年度の延べ利用者数実績の差分約 7%を潜在需要量と捉え、全数の提供を目標とします。

③ 妊婦健康診査事業

妊婦が定期的に受診する健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【見込み量】

計画期間中各年度の0歳児推計人口から見込みました。

市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,169 人	1,155 人	1,140 人	1,126 人	1,112 人
確保の方策	1,169 人	1,155 人	1,140 人	1,126 人	1,112 人
実施体制	県内の産婦人科等で受診 通年実施				

【提供の方策・実施の方針】

平成 24 年度の実施率は 99.9%、平成 25 年度の実施率は 99.8%でした。

県内の産婦人科で受診可能です。

受診開始と出生の年度が異なる場合があるなど、受診数と出生数には差異も生じますが、確保策の数値は当該年度の推計出生数の 100%を設定しています。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

【見込み量】

当該年度に出生する子どもの全家庭を訪問する事業のため、各年度の0歳児推計人口により見込みました。

市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,169 人	1,155 人	1,140 人	1,126 人	1,112 人
確保の方策	1,169 人	1,155 人	1,140 人	1,126 人	1,112 人
実施体制	母子保健推進員、保健師、助産師による訪問				

【提供の方策・実施の方針】

平成 24 年度の実施率は 97.4%、平成 25 年度の実施率は 97.5%でした。

出生の次の年度に訪問する場合があるなど、訪問数と出生数には差異も生じますが、確保策の数値は当該年度の推計出生数の 100%を設定しています。

引き続き、母子保健推進員、保健師、助産師による訪問を実施します。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【見込み量】

事業の性質上、あらかじめニーズ量を見込むことは現実的ではありませんが、過去の実績、平成24年度実施7件：0歳児人口1,245人に対する実施率0.6%、平成25年度実施7件：0歳児人口1,105人に対する実施率0.6%を基に算定を行いました。

算定：平成27-31年度の0歳児推計人口×0.6%

市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7人	7人	7人	7人	7人
確保の方策	7人	7人	7人	7人	7人
実施体制	保健師による訪問				

【提供の方策・実施の方針】

過去の実績から見て現在の体制で供給可能と考えられるため、確保策は見込みの100%を設定しています。

引き続き、保健、医療、福祉、教育などの連携により、相談体制を充実させていきます。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【見込み量】

過去の実績は平成22年度～25年度 | 41 | 27 | 10 | 53 | 人日となっており、直近で最大の実績53人日を基本に、10%強の上乗せを行い見込み量としています。

市内全域

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
確保の方策	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在3施設で対象児童の受け入れを行っています。既存の施設の実施で事業量の確保が可能であるため、見込み量と同数を確保の方策としています。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量】

ニーズ調査による算定で、低学年で平成 27～31 年度で | 130 | 131 | 131 | 132 | 128 | 人日、高学年は | 68 | 66 | 66 | 66 | 67 | 人日となりました。

当該項目への有効回答数は極端に少なかったことから参考値の範囲を出ませんが、現在市内での実施がなく利用実績等からの推計も不能なため、ニーズ調査による結果を見込み量としています。

市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	130 人日	131 人日	131 人日	132 人日	128 人日
量の見込み (高学年)	68 人日	66 人日	66 人日	66 人日	67 人日
量の見込み (合計)	198 人日	197 人日	197 人日	198 人日	195 人日
確保の方策 (子育て援助活動 支援事業：就学後)	0 人日	0 人日	197 人日	198 人日	195 人日

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

現在、市では実施していません。

実施及び時期については、今後のニーズの高まりや様々な場面での市民の声などを参考に今後検討していくこととなります。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

【見込み量】

ニーズ調査による数値は大きなものでしたが、実態との差異を潜在ニーズとして尊重し、その数値を見込み量としました。

市内全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	幼稚園の在園児を対象 とした一時預かり (1号認定)	13,934 人日	13,508 人日	13,388 人日	12,987 人日	13,122 人日
	(1日あたり)	(約 63 人)	(約 61 人)	(約 61 人)	(約 59 人)	(約 60 人)
	幼稚園の在園児を対象 とした一時預かり (2号認定)	41,052 人日	39,797 人日	39,443 人日	38,263 人日	38,660 人日
	(1日あたり)	(約 164 人)	(約 159 人)	(約 158 人)	(約 153 人)	(約 155 人)
	上記対象者以外の利用	9,039 人日	9,134 人日	9,021 人日	8,908 人日	8,797 人日
	(1日あたり)	(約 36 人)	(約 37 人)	(約 36 人)	(約 36 人)	(約 35 人)
確 保 の 方 策	幼稚園の在園児を対象 とした一時預かり (1号認定)	13,934 人日	13,508 人日	13,388 人日	12,987 人日	13,122 人日
	(1日あたり)	(約 63 人)	(約 61 人)	(約 61 人)	(約 59 人)	(約 60 人)
	幼稚園の在園児を対象 とした一時預かり (2号認定)	41,052 人日	39,797 人日	39,443 人日	38,263 人日	38,660 人日
	(1日あたり)	(約 164 人)	(約 159 人)	(約 158 人)	(約 153 人)	(約 155 人)
	上記対象者以外の利用	9,039 人日	9,134 人日	9,021 人日	8,908 人日	8,797 人日
	(1日あたり)	(約 36 人)	(約 37 人)	(約 36 人)	(約 36 人)	(約 35 人)

(年延べ)

【提供の方策・実施の方針】

平成 25 年度の幼稚園の在園児を対象とした一時預かりの 1 日あたりの人数は、1号認定 50 人、2号認定 147 人、上記以外 36 人となっており、既存施設での職員体制の確保、施設の認定こども園への移行、認可保育所の増などにより、確保が可能であると思われるため、量の見込みと同数を確保の方策としています。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。
現在、東部区域 11 施設、中央区域 13 施設、西部区域 9 施設、南部区域 7 施設で延長保育事業を行っています。

【見込み量】

ニーズ調査結果を基に下記にて算定しました。

市全体の量の見込み×区域ごとの人口割合×区域ごとの保育ニーズの割合

区域ごとの保育ニーズの割合は、東部区域：75% 中央区域：51% 西部区域：44% 南部区域：65% となっています。

東部区域（長田・高来・小長井）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	275 人	271 人	266 人	258 人	258 人
確保の方策	275 人	271 人	266 人	258 人	258 人

(月延べ) 以下同

中央区域（中央・北諫早・小栗・明峰）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	699 人	694 人	690 人	680 人	680 人
確保の方策	699 人	694 人	690 人	680 人	680 人

西部区域（真津山・西諫早・真城・多良見）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	486 人	481 人	477 人	466 人	466 人
確保の方策	486 人	481 人	477 人	466 人	466 人

南部区域（小野・森山・有喜・飯盛）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	285 人	280 人	275 人	267 人	266 人
確保の方策	285 人	280 人	275 人	267 人	266 人

【提供の方策・実施の方針】

すべての提供区域、年度において、既存の施設の定員内の量の見込みであるため、職員配置等の基準を満たすことで事業量の確保が可能であり、量の見込みと同数を確保の方策としました。

⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児保育事業（病児・病後児保育事業）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを医療機関付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【見込み量】

ニーズ調査の結果により見込みました。

市内全域

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,656 人日	2,627 人日	2,599 人日	2,544 人日	2,541 人日
（1日あたり）	（約 11 人）	（約 11 人）	（約 10 人）	（約 10 人）	（約 10 人）
確保の方策	2,656 人日	2,627 人日	2,599 人日	2,544 人日	2,541 人日
（1日あたり）	（約 11 人）	（約 11 人）	（約 10 人）	（約 10 人）	（約 10 人）

（年延べ）

【提供の方策・実施の方針】

現在、2 医院へ事業を委託しています。平成 25 年度の利用実績は 2,427 人日でした。量の見込みと平成 25 年度の利用実績の差異約 9%を今後供給する方向で確保策としては見込みの 100%を設定しています

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【見込み量】

現在の利用状況及び利用率、各学校の児童数を考慮して見込みました。

（1）諫早小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	76 人	76 人	76 人	77 人	75 人
確保の方策	76 人	76 人	76 人	77 人	75 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

（日あたり人数：各区とも同）

(2) 北諫早小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	232 人	233 人	232 人	235 人	230 人
確保の方策	232 人	233 人	232 人	235 人	230 人
実施か所数	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

(3) 上諫早小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保の方策	(10 人)	(10 人)	(10 人)	(10 人)	(10 人)
実施か所数	北諫早小学校区への送迎				

(4) 小野小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	46 人	46 人	46 人	46 人	45 人
確保の方策	46 人	46 人	46 人	46 人	45 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(5) 有喜小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	31 人	31 人	31 人	31 人	30 人
確保の方策	31 人	31 人	31 人	31 人	30 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(6) 真津山小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	212 人	212 人	212 人	216 人	210 人
確保の方策	179 人	179 人	212 人	216 人	210 人
実施か所数	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所

(7) 本野小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保の方策	0 人	0 人	0 人	0 人	10 人
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

(8) 長田小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	51 人	51 人	51 人	51 人	50 人
確保の方策	51 人	51 人	51 人	51 人	50 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(9) 小栗小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	107 人	107 人	107 人	107 人	105 人
確保の方策	107 人	107 人	107 人	107 人	105 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(10) 真崎小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41 人	41 人	41 人	41 人	40 人
確保の方策	41 人	41 人	41 人	41 人	40 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(11) みはる台小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	36 人	36 人	36 人	36 人	35 人
確保の方策	36 人	36 人	36 人	36 人	35 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(12) 御館山小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	122 人	122 人	122 人	123 人	120 人
確保の方策	122 人	122 人	122 人	123 人	120 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(13) 上山小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	116 人	116 人	117 人	117 人	115 人
確保の方策	61 人	61 人	117 人	117 人	115 人
実施か所数	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(14) 西諫早小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	107 人	107 人	107 人	107 人	105 人
確保の方策	107 人	107 人	107 人	107 人	105 人
実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(15) 真城小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	107 人	107 人	107 人	107 人	105 人
確保の方策	107 人	107 人	107 人	107 人	105 人
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(16) 喜々津小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	161 人	161 人	162 人	163 人	160 人
確保の方策	161 人	161 人	162 人	163 人	160 人
実施か所数	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(17) 喜々津東小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	71 人	71 人	71 人	71 人	70 人
確保の方策	71 人	71 人	71 人	71 人	70 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(18) 伊木力小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
確保の方策	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(19) 大草小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保の方策	(5 人)	(5 人)	(5 人)	(5 人)	(5 人)
実施か所数	伊木力小学校区への送迎				

(20) 森山西小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	46 人	46 人	46 人	46 人	45 人
確保の方策	46 人	46 人	46 人	46 人	45 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(21) 森山東小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41 人	41 人	41 人	41 人	40 人
確保の方策	41 人	41 人	41 人	41 人	40 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(22) 飯盛東小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	25 人	25 人	25 人	25 人	24 人
確保の方策	25 人	25 人	25 人	25 人	24 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(23) 飯盛西小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保の方策	(6 人)	(6 人)	(6 人)	(6 人)	(6 人)
実施か所数	飯盛東小学校区への送迎				

(24) 高来西小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	31 人	31 人	31 人	31 人	30 人
確保の方策	0 人	0 人	0 人	31 人	30 人
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(25) 湯江小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	56 人	56 人	56 人	56 人	55 人
確保の方策	56 人	56 人	56 人	56 人	55 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(26) 長里小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保の方策	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(27) 小長井小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
確保の方策	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(28) 遠竹小学校区

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保の方策	0 人	0 人	0 人	0 人	10 人
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

市内全体合計

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,806 人	1,807 人	1,808 人	1,818 人	1,780 人
確保の方策	1,667 人	1,668 人	1,757 人	1,798 人	1,780 人
実施か所数	37 か所	38 か所	41 か所	42 か所	44 か所

【提供の方策・実施の方針】

小学校区を基本とする 28 区域での計画となります。

平成 29 年度までに量の見込みに応じた施設の確保を行います。ただし、量の見込みの少ない校区については、近隣の校区の整備状況等をふまえ、平成 31 年度までに必要な施設の確保を行います。高学年への対応も順次検討していきます。

放課後子ども総合プラン

放課後子ども 総合プラン	「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携を検討
-----------------	----------------------------

【提供の方策・実施の方針】

平成 26 年に国より示された「放課後子ども総合プラン」に沿い、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携や、両事業による総合的な実施場所の拡充、双方の利用児童が交流できる仕組みづくりなどを図ることとします。

市内では放課後子供教室が 5 か所で実施されています。うち 3 か所は小学校敷地内で行われているため、「一体型」の実施を視野に入れ検討します。他の 2 か所は公民館で実施されているため子どもの移動などの課題があり、プログラムの企画を共有するなど連携による取り組みを検討します。教育委員会と担当部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について協議を行ないます。

第6章 計画の推進体制

本計画の基本理念にもある「健やかな子どもを育む」という考え方に沿い、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することができる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子育て支援に取り組む体制づくりを図ります。

1 関係機関等との連携

本計画は、福祉、教育、保健・医療、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく企業や関係団体が連携しながら進めていくことが重要です。

庁内の体制

施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、教育、保健をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。また、職員は子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めるよう努めます。

市民・機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みが行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町村とも連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

平成27年4月から、諫早市健康福祉審議会「次世代育成支援対策部会」は、諫早市健康福祉審議会「子ども・子育て部会」と改称することとします。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て部会で協議しながら、事業の見直しを含めた着実な推進を図ります。

計画の公表、市民意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

また、実施事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

◆計画の達成状況の点検・評価におけるサイクル



3 計画の体系

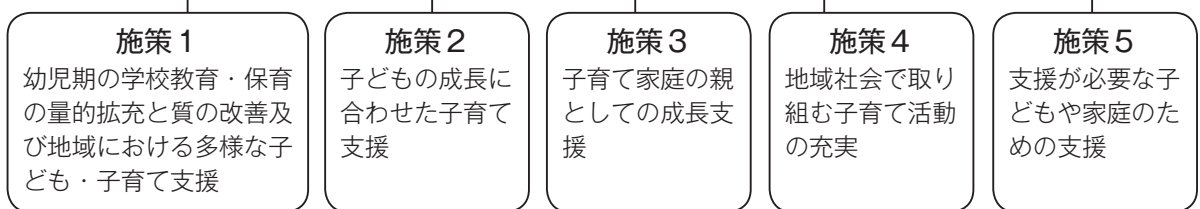
○基本理念

**健やかな子どもを育む
「子育て・子育て応援のまち」いさはや**

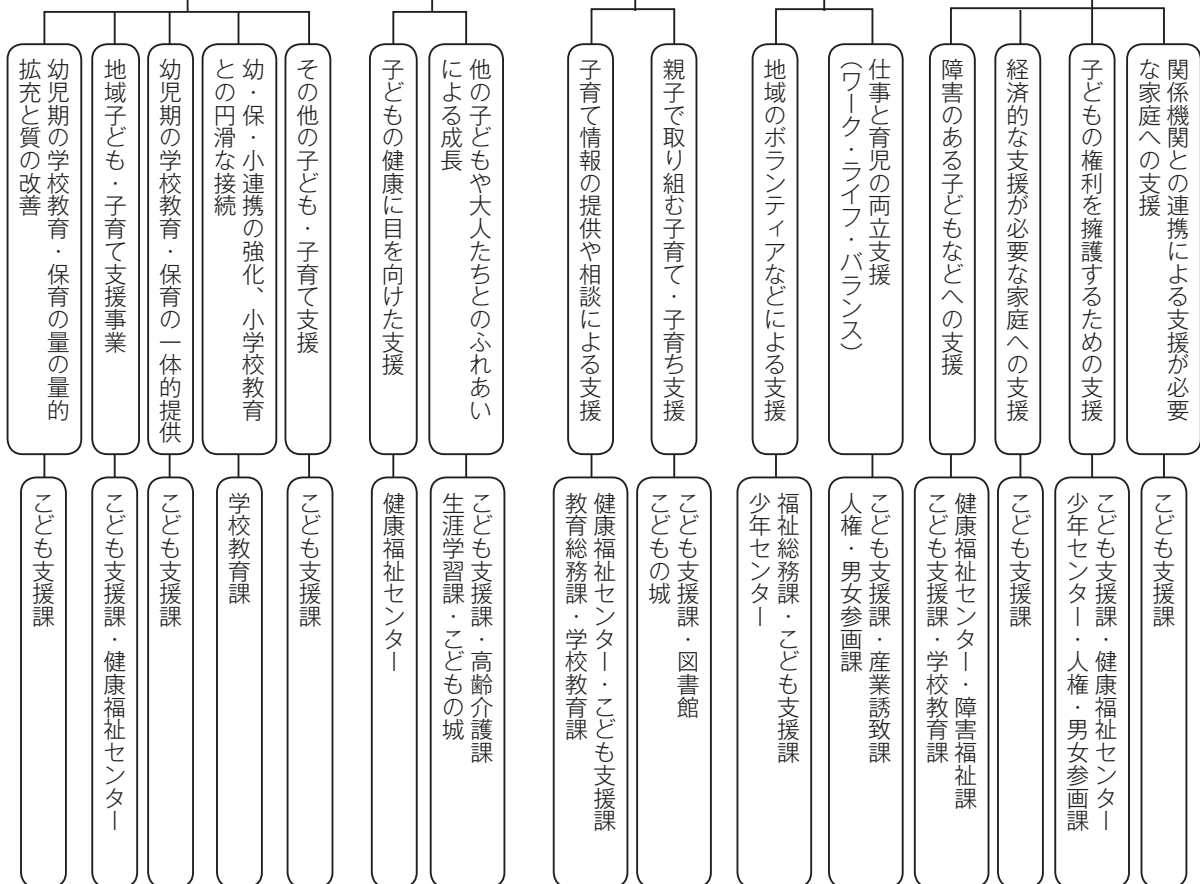
○基本目標

- ・ 健やかな子どもに育つ子育てを支えるまちづくり（子どもへの視点）
- ・ 安心して産み育てることができるまちづくり（家庭（親）への視点）
- ・ 地域社会で子育てを支えるまちづくり（社会の視点）

○基本施策



○項目



資料編

諫早市健康福祉審議会条例

(平成 17 年 3 月 1 日 条例第 146 号)

(設置) 第 1 条 市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図るため、市長の附属機関として、諫早市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務) 第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 諫早市における健康、福祉、医療の各分野に関する基本計画及び実施計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に規定する各分野に関する重要事項

(組織) 第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉事業に従事する者
- (3) 医療事業に従事する者
- (4) 社会福祉団体その他の公共的団体に属する者

(任期) 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長) 第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員) 第 6 条 審議会は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

2 前項の臨時委員は、当該審議事項に関係のある者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議) 第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会) 第 8 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出等の要求) 第 9 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務) 第 10 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任) 第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

諫早市健康福祉審議会運営要領

(目的) 第 1 条 この運営要領は、諫早市健康福祉審議会条例（平成 17 年条例第 146 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、諫早市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(副会長) 第 2 条 審議会に副会長 1 名を置き、条例第 5 条第 3 項に規定する委員をもってこれにあてる。

(部会) 第 3 条 審議会に、次の部会を置き、それぞれに規定する数の委員で構成する。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 地域福祉部会 | 16 名以内の委員及び臨時委員 |
| (2) 高齢福祉部会 | 16 名以内の委員及び臨時委員 |
| (3) 障害福祉部会 | 12 名以内の委員及び臨時委員 |
| (4) 子ども・子育て部会 | 20 名以内の委員及び臨時委員 |
| (5) 健康医療部会 | 12 名以内の委員及び臨時委員 |

2 部会が調査審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 地域福祉部会

①地域福祉に関する事項

(2) 高齢福祉部会

①高齢者保健福祉に関する事項

②介護保険に関する事項

(3) 障害福祉部会

①障害者福祉に関する事項

(4) 子ども・子育て部会

①子ども・子育て支援、次世代育成支援に関する事項

②児童家庭福祉に関する事項

(5) 健康医療部会

①健康増進に関する事項

②医療に関する事項

3 第 1 項に定める部会以外の部会が必要と認められる場合は、設置期間を限定して臨時の部会を設置することができる。

4 部会に副部会長 1 名を置き、条例第 8 条第 5 項に規定する委員をもってこれにあてる。

(会議) 第 4 条 部会は、部会長が招集する。

資料編

2 部会は、適当と認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に代えることができる。

3 審議会及び部会の会議は、会長及び部会長がそれぞれ議長となる。

4 部会の会議は、条例第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

(庶務) 第5条 審議会の庶務は、福祉総務課において総括する。ただし、次の各号に掲げる部会については、当該各号に掲げる課(所)が処理するものとする。

	部 会	課 (所)
(1)	高齢福祉部会	高齢介護課
(2)	障害福祉部会	障害福祉課
(3)	次世代育成支援対策部会	こども支援課
(4)	健康医療部会	健康福祉センター

附 則

この要領は、平成 17 年 9 月 28 日から適用する。

この要領は、平成 18 年 6 月 2 日から適用する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 23 年 6 月 14 日から適用する。

この要領は、平成 24 年 6 月 3 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 8 月 9 日から適用する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

諫早市健康福祉審議会 次世代育成支援対策部会委員名簿

区分	氏名	役職等
委員	大峰 信仁	諫早市保育会 会長
	亀崎 ゆかり	諫早市校長会（森山中学校 校長）
	松本 幸子	諫早市母子寡婦福祉会 会長
	中野 伸彦	長崎ウエスレヤン大学 教授
臨時委員	前田 秀典	一般社団法人諫早医師会 理事
	久保 尚芳	一般社団法人諫早市歯科医師会 学校・成人保健委員会 委員
	浦山 淳	長崎こども・女性・障害者支援センター 相談支援課 課長
	草野 俊子	諫早市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	下村 高男	諫早市青少年健全育成会連絡協議会 会長
	辻本 隆	諫早商工会議所 議員
	生田 直道	諫早市幼稚園教育研究協議会（西諫早幼稚園 園長）
	藤川 秀昭	諫早市学童保育連絡協議会 会長
	佐久間 容子	諫早市認可外保育園連絡協議会 会長
	嵩 浩彰	地域子育て支援センター連絡協議会 会長
	赤嶋 朱美	諫早市 PTA 連合会 副会長
	松崎 香	幼稚園保護者代表
	伊藤 世佳	保育所保護者代表
	山野 綾子	幼稚園教諭代表
	川畑 暁子	保育所保育士代表

策定の経緯

平成 25 年度		
8月8日	第1回 諫早市健康福祉審議会	・諫早市子ども・子育て支援事業計画について諮問
10月29日	第1回 次世代育成支援対策部会	・部会長選出 ・子ども・子育て支援新制度について ・諫早市子ども・子育て支援に関するニーズ調査票について
11月26日 ～12月16日	諫早市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施	
3月27日	第2回 次世代育成支援対策部会	・ニーズ調査集計結果について ・「量の見込み」の算出にあたっての考え方について

平成 26 年度		
7月7日	第1回 諫早市健康福祉審議会	・子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況について
7月11日	第1回 次世代育成支援対策部会	・「量の見込み」の算出について ・「区域の設定」について
8月28日	第2回 次世代育成支援対策部会	・「確保の方策」について
10月6日	第3回 次世代育成支援対策部会	・諫早市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
1月6日	第4回 次世代育成支援対策部会	・諫早市子ども・子育て支援事業計画素案について
1月7日 ～1月27日	パブリックコメント実施	
2月3日	第5回 次世代育成支援対策部会	・諫早市子ども・子育て支援事業計画案について
2月12日	第2回 諫早市健康福祉審議会	・諫早市子ども・子育て支援事業計画答申案について
2月16日	諫早市長へ答申	

用語解説

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、この項で「法」という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
幼稚園	学校教育法等に定める幼児に対して満3～5歳児の学校教育を行う施設(学校教育法第22条)(幼稚園教育要領)
保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して「保育」(*)を行う施設(児童福祉法第39条) ※「保育」とは保育所保育指針に基づく「養護」、「教育」
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第7条)
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第 11 条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第 29、43 条)
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。 (法第 19 条) 【参考】認定区分 ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。 (法第 59 条)
一般世帯	昭和 60 年以降の国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。一般世帯とは次のもの。(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

平成 27 年 3 月

発行：諫早市 編集：諫早市健康福祉部 こども支援課

諫早市 子ども・子育て支援事業計画

健やかな子どもを育む
「子育て・子育て支援のまち」いさはや

(平成 27 年度～平成 31 年度)



平成 27 年 3 月

諫 早 市